

平成22年第3回足寄町議会定例会議事録(第2号)

平成23年 9月14日(水曜日)

出席議員(13名)

1番	高橋秀樹君	2番	星孝道君
3番	榊原深雪君	4番	木村明雄君
5番	高道洋子君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	熊澤芳潔君
9番	井脇昌美君	10番	後藤次雄君
11番	川上初太郎君	12番	島田政典君
13番	吉田敏男君		

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	西東文雄君
経済課長	櫻井光雄君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	大野雅司君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

日程第1 行政報告(町長・教育委員長) < P 3 ~ P 5 >

日程第2 一般質問< P 5 ~ P 4 6 >

後藤次雄議員 P 5 ~ P 9

榊原深雪議員 P 9 ~ P 1 7

熊澤芳潔議員 P 1 7 ~ P 2 5

田利正文議員 P 2 5 ~ P 3 7

高橋秀樹議員 P 3 7 ~ P 4 6

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） おはようございます。全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 9月9日に開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日9月14日は、最初に、町長、教育委員長から行政報告を受けます。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第1 行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、追加の行政報告を申し上げます。

9月2日から6日の大雨による災害状況についてでございます。

2日から6日にかけての大雨による災害の状況について御報告いたします。

2日から4日にかけて、北海道付近に活発な前線が停滞し、この前線に向かって台風12号周辺の南から暖かく湿った空気が入り続け、大気の状態が不安定となり、長時間にわたり非常に激しい雨が断続的に降りました。

さらに、5日から6日にかけても、台風1

2号から変わった低気圧や台風13号の周りを回って、温かく非常に湿った空気が北海道上空の停滞前線に流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、局地的に非常に激しい雨が降り、大雨となったため、災害が発生しましたので、御報告を申し上げます。

まず、降雨量であります。町内3カ所にあります気象庁のアメダスのデータによりますと、この5日間におきまして、柏倉では、1時間当たりの最大雨量は30.5ミリ、降雨累計は210.5ミリ。足寄では、1時間当たりの最大雨量は8.5ミリ、降雨累計は97ミリ。上螺湾では、1時間当たりの最大雨量は10.5ミリ、降雨累計は85.5ミリであります。

また、帯広開発建設部や十勝総合振興局帯広建設管理部でも観測所を設置しており、芽登本町から道道本別留辺蘂線沿い北側約20キロにある美里別上流観測所のデータでは、1時間当たりの最大雨量は52ミリ、降雨累計は234ミリとなっております。

2日夕方に強い雨が継続して降っており、特に午後3時から午後4時までの1時間の雨量が最大となっている地域が多い状況でありました。

次に、町の主な対応状況について御報告をいたします。

2日午後、建設課において対策会議を開き、大雨時の河川監視体制や排水ポンプ確保等の確認を行い、随時、建設課・経済課職員が道路パトロールを実施し、被災しやすい場所の水切り作業等を行いました。

なお、2日と5日の夜には、利別川の大誉地本町と両国橋付近の水位が上昇したため、総務課職員が役場に待機し、警戒に当たっております。

3日朝に、一たん降雨は小降りとなりましたが、強風が吹き始め、足寄観測所のアメダスデータによると、午前9時20分に最大瞬間風速20メートルを記録しており、強風による倒木が町道や公園等で18カ所ありましたが、いずれも建設課職員により除去をして

おります。

また、3日は、上利別・愛冠地区で午前7時ごろから数十分の停電があり、その後、大誉地地区でも午前8時過ぎから午後2時30分過ぎまで停電となりました。

停電により、水道の滅菌施設が停止したため、大誉地地区簡易水道施設におきまして、建設課職員が発電機を稼働させ、滅菌処理を行っております。

翌日の4日には、建設課職員が道路を、経済課職員が農地・林道等の被害状況調査を行うとともに、翌日からの台風12号北上による大雨を警戒し、樋門や樋管等の状況確認もあわせて実施しております。

被害状況調査により発見した路肩決壊や砂利道の路面流失箇所等は、その場でバリケード処理や路面整正等の対応を行っております。

美里別川の増水により道路が決壊した茂喜登牛芽登線と路肩が決壊した美里別川川沿線及び旭丘西喜登牛線は、現在通行どめとしております。

今回の災害につきましては、災害対策本部は設置しておりませんが、これに準じて行動したところであります。

今回の大雨による被害状況ですが、土木被害といたしまして、町道において路面流失、路肩決壊、道路決壊などが23路線ありましたが、町の建設機械などにより直営で対応可能な足寄上利別線ほか17路線は、近日中に復旧が完了する予定となっております。

直営での対応ができない栄線、旭丘西喜登牛線、美里別川川沿線及び足寄原野線の補修費並びに茂喜登牛芽登線の調査設計費は、およそ1,441万4,000円となっております。

次に、林道被害といたしまして、路面流失が5路線、路肩決壊とのり面崩落が1路線ありました。直営で対応可能な川向線ほか4路線の路面流失は、順次復旧作業を進めておりますが、路肩決壊とのり面崩落があった下斗伏線の被害額は、67万4,000円となっ

ております。

なお、森林についての被害はありませんでした。

次に、農作物の被害であります。豆類では、金時などが全作付面積222ヘクタールのうち93%の207ヘクタール、手亡が全作付面積102ヘクタールのうち39%の40ヘクタールにおきまして、色流れ・発芽粒・腐敗粒などの品質低下が見られ、現時点の調査で、およそ1億3,000万円の被害額と推定しております。

さらに、収穫期を迎えているバレイシヨの腐れやビートの褐斑病などの病害虫の発生も懸念されておりますが、畑が乾いてからの適期適切な防除に努めていただくことで、今後の回復を期待しております。

そのほか、調査中のものもございしますが、判明している被害額を合計いたしますと、1億4,508万8,000円となっております。

今回の被害につきましては、早期の復旧に向け、最大限の努力をしてみたいと考えており、今議会において、町道5路線と林道1路線の補修費及び調査設計費に係る補正予算を追加で提案させていただきます。

現在、茂喜登牛芽登線の災害復旧工事が、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用となるために必要な事務を進めており、積算等設計作業が完了した後、速やかに本工事費等の補正予算の提案をさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、災害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から、教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育委員長 星崎隆雄君。

教育委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より行政報告1点について申し上げます。

足寄高等学校の配置計画の決定について、御報告申し上げます。

公立高等学校配置計画につきましては、北海道教育庁新しい高校づくり推進室の主催による平成23年度第1回地域別検討協議会が本年5月9日、第2回目を7月15日に十勝総合振興局で開催されております。

十勝管内の行政関係者、中学校及び高校の学校長、PTA会長等が出席した中で、平成24年度から26年度の3カ年の公立高等学校配置計画案策定の考え方、内容等の説明が行われ、その後、協議及び分科会が開催され、意見等の集約がなされてきたところであります。

このことから、足寄高等学校の配置計画による平成24年度の募集学級数につきましては、平成23年6月開催の第2回定例会で報告させていただきました1学級増の二間口で行われる計画案について、平成23年9月6日に開催された北海道教育委員会で決定され、公表されました。

本町の中学卒業生数の推移を見たとき、厳しい状況が続いておりますが、今後においても足寄高等学校の存続に向け、保護者の負担軽減や特色ある学校づくりの支援に取り組み、足寄高校を存続させる会とともに、引き続き存続に向けた支援、協力をしてまいりますので、町議会の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

一般質問

議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。順番に発言を許します。

10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 一般質問通告書に基づいて、株式会社あしよる農産公社の経営状況について質問をいたします。

平成5年、足寄畜産物処理加工施設で地域地場産品加工及び製造に寄与する目的で第三

セクターとして設立され、チーズ工場、道の駅を今日までいろいろな問題点を抱えながら運営されてきましたが、平成21年度に経営内容の調査及び分析を行い、実態を把握し、課題の所在を抽出し、今後の業務委託に向けた方向性の検討を財団法人北海道中小企業総合センターに経営分析を依頼し、指摘事項により町として農産公社の果たす役割を重く受けとめ、一つとして、経営分析指摘事項に基づく基本的に改革を実施すること。

二つ目、国が雇用失業対策として雇用機会を創出する「ふるさと雇用再生特別交付金」の活用。

3、農山漁村の地域資源を活用した地域振興活動に対する国の「農産漁村地域力発掘支援モデル事業」の協議会を設立し、早い時期に経営改善化を進めること。

四つ目、従来の製造業務委託契約の見直しを図る。

以上の経営改善がされたことにより、平成22年度から黒字に転換をしましたが、これはあくまでも国の交付金に支えられたことであって、今後、平成24年度以降は交付金がなくなり、農産公社として存続に向けて正念場を迎え、経営そのものが大きな課題となると思います。

行政として、今後の農産公社運営についての所見を伺います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 後藤議員の一般質問にお答えいたします。

株式会社あしよる農産公社の経営状況について、行政としての所見についての御質問でございますが、平成23年第2回定例会において御報告しましたとおり、今後も引き続き経営改善に向けて支援をしていく考えでありますが、議員御指摘のとおり、国のふるさと雇用再生特別対策事業が本年度をもって終了することから、次年度以降の経営存続に向けて正念場を迎えている状況にあります。このことは、役職員、株主の皆様も共通した認識

でございます。

現状につきましては、国道241号の交通量の減少等に伴い、利用率の高かった売店部門の売上額は減少に歯どめがかかっておりません。このため、内外に放牧ブランドを前面に押し出した営業活動により、外販部門を伸ばし、将来の売り上げにもつなげていく、攻めの姿勢をもって経営改善に取り組んでいるところでございます。

なお、全国的に第三セクターによる経営が退潮を余儀なくされている状況下、私としましては、平成5年の創業以来18年間、さまざまな苦難を乗り越えて、今日の足寄町のチーズブランドを築いてきたものであり、この地域ブランドを何としても守り、発展させることを第一に、経営形態のあり方も含めて検討していく考えでございますので、引き続き町民の皆様初め議員各位の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番。

10番（後藤次雄君） 今、町長から御答弁いただいたのですが、ただ、今後、いろんなことで経営形態のあり方を含めて検討していくということなのではございますけれども、既にことしの6月3日でしたか、あしよる農産公社の定期総会がありまして、考えたら24年度まであと7カ月しかないのです。そうすると、今の時点で、町長の言うこともわかるのだけれど、それでは例えば、3月で経営形態のあり方も含めているようなことが、地域ブランドを含めて発展して、ことしは黒字になるかもしれぬけれども、来年度赤字になったときに、これはどういうふうにしていくのか。そこがちょっと見えてないのです。

だから、ことしの3月に向けて、これからいろんなことを検討していくのか、それともどうするのか。その辺がちょっと今の回答で見えないのですけれども、できればその辺がありましたら、再度御回答をお願いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

後藤議員、御心配いただいている状況が続いておりまして、今年度で国の制度が切れるわけでありまして、概算で700万円程度の支援を受けているわけでありましてけれども、これがなくなってしまうわけですから、ここ数年の経過を含めて考えると、相当の売り上げを伸ばしていかないと、これは黒字ということにはならないという大変厳しい状況にあるということでございます。

最終決定は、株式会社ですから、会社としてどうするのかということで、最終決定をしていかなければいけないということは言うまでもありませんけれども、しかし、三セク方式による形態として、やっぱり町のほうで最大の出資者でありますとおり、2,000万円の町費の支出をしているわけでありまして、これは平たく言えば、大株主として町の意向を示さなければならぬ時期が迫っているのかなという、そんな思いをしております。

これは、非常に歴史のある農産公社、チーズ工場でございますから、非常に判断としては極めて難しいわけでありましてけれども、今後、やはりこれは町全体の問題でありますから、機会を見て、議会の御意見もお伺いする機会も設けたいなというふうに思っているところでございます。

正直に申し上げまして、既に第1四半期が終わっているわけでありましてけれども、状況としては、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、本当に外販部門は、頑張らせていただいているのですけれども、しかし、いかんせん直売店の農産公社のチーズに限らず、お土産品等々も含めて、やはり訪れていただけるお客様の減少に歯どめがかかっていないということでございます。

ただ、御案内のとおり、高速道路の無料化の実験が終了していますから、その後の交通量の状況、あるいはお客様の数を含めて、こ

これは非常に注目しているわけでありませけれども、これは無料化が廃止になってからもこの状況は変わらないということであれば、これまた、今後の判断をする上で大きな要因になってくるのかなと、そんな思いもしております。

いずれにしましても、先ほどお答えしたとおり、やはり今年度というのは、直ちにどうのこうのということにはならないかもしれませけれども、ひとつ今年度中には、一つの方向性といいますか、大きな判断といいますか、意見を申し上げなければならない状況、時期だなというふうには認識をしているということでございますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、今後、議会の皆様方の御意見を聞く場も設定することも含めて、検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） 町長の御回答、言っていることは私も理解はしています。大変ですから、これは今始まったことではなくてですね。

だから、もう一つ聞きたいのは、20年度ですか、最悪928万円ぐらいの赤字になっていますよね。そのときは、結局、チーズ工場の屋根から滴が落ちて雑菌が入って、結局、かなり損失したということで、廃棄の数も相当多かったと思うのですよ。それ以降、例えばそれを改善した後、21年、22年を含めて、廃棄はなかったのかどうか、そこをちょっと聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今、議員からお話しいただいたとおり、いろいろ施設の問題もあって、製品のふぐあいが出まして、これは食品でありますから、ふぐあいのものを販売するなんていうことになったら、一気に評判を落としてしまうということになって、そのところは心してやら

なくてはいけないというようなことで、第17期の決算のときには920万強の、わかりやすく言えば大赤字という状況になったと。後藤議員も心配されている、その後、その製品の関係はどうなっているのか、廃棄はなかったのかということでありませけれども、一応これも国の助成なんかもいただきながら、大幅な施設改修もやってきたところでございます。

ただ、その施設改修が終わって、直ちに安定した製品ができたのかということ、実はこれは株主総会でも随分議論をいただいたところでありませけれども、実は製品の安定化になかなかつながらなかったという現実がございます。

例えば、一つ例に挙げますと、放牧牛乳を利用したゴーダチーズ、これは従来の製造につきましては、大きな塊でつくるわけでありませけれども、実はラップをかけて製造をしておりました。このラップをかけて製造をするという手法について、私自身も第三者の方から率直に言って疑問の声なんかもお聞きまして、当時の社長でありました、もちろん工場長を兼ねておりました方に率直にこういう指摘もいただいたよということでお話を申し上げたところ、ゴーダチーズも、ハード系とかたいタイプと、それとソフト系と申しますか、やわらかいタイプとあるのだと。うちの放牧チーズのゴーダというのは、どちらかというやわらか目のゴーダを作成しているのだと。それでラップをかけているのだと、こんな説明もいただいて、ある意味、私自身も納得をしていたのですけれども、実はこの製品も、熟成をしている経過の中でふぐあいが生じてきたということも現実としてございました。それで、今現在は、ラップはしないで熟成をさせているという手法にもつなげているところでございます。

ちょっと回りくどい説明をしておりますけれども、結果として、前年度までなかなか製品が安定しなかったということでもあります。

つい先日、社長ともちょっとお会いして

お話を聞いたら、やっぱり前期、昨年の中間ぐらいから、カマンベールも安定をしてきたと。それから、ゴータについても、これは先ほど言ったようなことはなくなって、順調に外販部門を伸ばしていますよと、こういう報告を受けているところでございます。ここに来て、間違いなく前期のたしか中間ぐらいからだと思えますけれども、品物については自信を持って出せるまでになっているよという、報告を受けているということでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） どのぐらいの数かということを知りたかったのですけれども、町長が言われたとおり、相当、農産公社としても苦心を重ねながらやっている。

ただ、ラップをかけるというのは、やっぱりこれは何ぼ熟成室に入れても汗をかくのですよ。間違いなく汗をかきますから、あれだけの蒸気を使っているわけですから、戸は閉めていても、出たり入ったりするたびに湿気やなんかが入りますのでね。それはわかりました。

それで、これから町内にもこういうことでのいろいろな行政の指導があると思えますけれども、ただ、一番心配しているのは、先ほど町長も言いましたとおり、行政で2,000万円の資金を出していますね。それから、あと1,000万円は、今は5団体なのか6団体なのかちょっとわかりませんが、5団体ぐらいで大体500万円ぐらいと。あと、一般の人で大体1口5万円で、大体1,000万円程度で、大体3,000万円の資金というふうになっていると思うのですね。

それで、私が心配しているのは、このままいくと、例えば来年度、24年度、このままで継続していくのか、やめるのかわかりませんが、そのときに、ことしはまだありますけれども、例えば24年度にそのまま継続したときに、七百万円もの交付金をもらって10万1,000円か10万2,000

円しか黒字になっていないです、2年間でね。そうすると、例えばの話で悪いですが、24年度に実施した場合、交付金は来ない、何も手当てがないということになると、どうするかというと、やっぱり町の補助金を出すかですね。これは議会の議決によりますから、簡単にいかないとは思いますが、そうなったときに、この2,000万円の出資金をどうするのか。そして、例えば24年、仮に実施して行って700万円なり800万円なり赤字になったときに、その出資金で補うのか。その辺をちょっと聞きたいと思うのですけれども。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

前期19期終了時点で、出資金は総額で3,000万円あるわけですが、赤字が続いておりまして、先ほど議員が御指摘ありました17期を終わった時点では、出資金の食い込みが1,470万円強食い込んでおりました。国のいろんな助成制度等々を含めて、19期を終わった時点では、これは議会でも報告したとおり、1,240万円強の食い込みということになっているということでございます。

食い込みとわかりやすく言っていますけれども、繰り越しの損益がそういうことになっているということでございます。

ですから、単純に、これは資金繰り上の問題ですから、そういうことで運転をしているということでございますけれども、平たく言えば、引き算すれば、出資金自体が資金として、回せるお金として引き算すれば約1,700万円ぐらいしかないということでございますから、まさしく後藤議員御指摘のとおり、本当にこのままいったらどうするのという、こういうことに直面をしているということでございます。

今期につきましては、最終年でございますけれども、国の助成制度があるということでございますから、計画上も含めて黒字になる

ということでもくろみはしておりますけれども、問題は24年以降がどうなるのかということでございますから、ここのところは先ほど申し上げたとおり、これはいろんな選択肢があるのだろうというふうに思っております。

全く三セクでない通常の会社であれば、もう本当にたたんでしまおうかという判断をせざるを得ないということにもなるのかなと思いますけれども、やはり町の一つのブランドとして、本当に出発時点は旧開拓農協時代から茂喜登牛の廃校跡でやってきて、その時点でも雑菌が入って、もうやめようかということになったときに、やっぱり町のブランドとして継続させるべきでないかということで、三セク方式で約18年の歴史を積み重ねてきたということになってございますから、本当に繰り返しになりますけれども、現実には現実として厳しい現実をしっかりとらえて、24年以降どうするのかということ。

これはまさしく経営形態も含めて、極論を言いますと、もうやめようということになるのも一つの選択肢だというふうに思います。もっと言えば、その経営形態を三セクではなくて、全く民間の力で運営できないかという、そういうことも一つの選択肢だというふうに思いますし、それからもっと言えば、合意形成が図られるのだとすれば、町がもう少し別の形の支援ということを考えるべきなのか、あるいは出資をもっとふやそうということになるのか、そこら辺はこれから本当に幅広くいろんな御意見をお聞きしながら方向づけをしていかなくてはいけないと思っております。

いずれにしても、やっぱりこの間の歴史も含めて、これはどういう形にするにせよ、相当重い判断をしなくてはならないなという認識であります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） もう一つ心配なのは、ことし、十勝のある町で第三セクター

で、結局、倒産みたいになって、その清算に伴って町の出資金を放棄するというようなことで、大分もめた議会もあるのですね。それは一般の出資者に返すという、そういうこともちょっとあったものですから、今の質問をしたわけですが。

いずれにしても、今、町長が答弁したとおり、これは平成5年から本当に足寄の、12年ごろまでは相当な売り上げもあったわけですから、だから何とか私としても、これまで実績がありまして、いろんな問題を抱えながら今まで乗り切ってきたわけですから、やっぱり残す方向で何とかならないかということで、今回質問しているのですよね。

だから、町のやり方が悪い、会社のやり方が悪いでなくて、やっぱり株式会社ですから、最終的に株式総会で決まるわけですが、いずれにしても先ほども言いましたけれども、これだけの今まで実績、そして苦労して足寄町のためにも、いろんな雇用を含めてやってきたわけですから、ぜひ存続できるような形で町も努力してもらいたいし、我々としても、そういうことで協力できることがあれば協力したいということをお願いして、終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君） これにて、10番後藤次雄君の一般質問を終わります。

次に、3番 榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして、質問させていただきます。

空き家バンクについて。空き家バンクとは、空き家物件情報を地方公共自治体のホームページ上などで提供する仕組みのことを指しています。

足寄町にある空き家や空き地を幅広い方々に利用していただくために、売買や賃貸に関する情報を広く募集し、居住希望者に提供するものです。

なお、この制度は、紹介のみを行い、物件のあっせんや仲介は一切行いません。物件に関する売買・賃貸の契約については、当事者

間で行うものです。

平成18年12月の一般質問の中で、空き家・空き地の不動産情報を町のホームページを活用してやっていくべきではないかと質問いたしました。町長の答弁は、町のホームページに掲載するのは、民間の空き家・空き地情報は把握が難しく、現状では困難で、町有地、公営住宅については、今後検討したいとのことでした。

その後、この5年間で、空き家バンク制度の創設を、近隣町村では池田町、本別町、陸別町、新得町などが、町のホームページに空き家情報などを掲載し発信しております。

足寄町の人口推移は、平成13年3月から23年3月の間に、1,350人減少しています。この人口推移でもわかりますように、人口減少に歯どめがかかっておりません。

少子高齢化、単身高齢者の増加で、転出や施設入居により、空き家、空き地が目立ってきております。足寄町における空き家、空き地の有効活用を通して地域の活性化を図るために、空き家バンク創設で、情報の提供を行っていただきたいと考えています。

前回の答弁の中に、田舎に帰る、移住をする方に一番のネックとなる問題に次のことを挙げられ、関係機関、民間の方々とも対応について検討を進めてきたいとの考えも示されました。次の問題点について、その後の取り組みと経過を質問いたします。

1、一定の条件整備について。2、医療機関の問題について。3、再就職の条件について。4、基盤整備の問題についてでございます。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 榊原議員の一般質問にお答えいたします。

空き家バンクについての御質問でございますが、空き家・空き地情報等のホームページへの掲載につきましては、榊原議員から平成18年第4回定例会、さらに平成22年第2回定例会において御質問があり、お答えをしておりますが、空き家バンクと移住政策につ

きまして、改めて現状を踏まえてお答えをいたします。

まず、空き家バンクの関係でございますが、その後の検討状況も踏まえ、町のホームページに掲載する内容は町が責任を持てる内容でなければならないと考えており、掲載希望者を募って空き家情報等を掲載しても、その内容は日々変化しますし、情報の更新は掲載希望者に100%依存することから、責任を持った発信はできないものと考えております。

また、他町村の現状では、本町のような小規模な自治体においては掲載物件が限られ、また、現状では移住政策等に関して頻繁に情報を発信することができないことから、2度目、3度目のアクセスがなくなり、閲覧者数、さらに掲載希望者からの情報提供や情報更新も減少し、最終的には機能しなくなるホームページが多いと聞いており、現在のところ、空き家バンクのホームページでの掲載は困難と考えております。

移住政策に関しては、団塊の世代と言われる方々の受け入れを積極的に進めている自治体もございしますが、中長期的な視点で見ると、高齢化率がさらに高まり、医療や介護費用等の町負担の増加や、施設不足等、新たな課題が生じるのではないかと危惧するところであります。

本町において、人口減少を食い止めて地域活性化を図るには、雇用の創出が最も重要と考え、近年、基幹産業である農業に意欲を持って働こうとする後継者や移住者を支援する施策を積極的に進めており、順調に担い手が育ち、地域活性化にもつながっております。

このようなことから、移住先進自治体のように、広く移住者を募るのではなく、足寄町の環境を理解して、意欲を持って基幹産業の担い手として本町に移住していただける方に対し、手厚い支援を行う等の足寄町のカラーを出した移住政策を進めていくことが重要であるとの考えに至り、新規就農希望者等を中

心に対象者を絞った移住施策を進めていきたいと考えております。

御質問にあります一つ目、一定の条件整備、二つ目、医療機関の問題、3点目、再就職の条件、4点目、基盤整備の問題などにつきまして、足寄町で暮らしている町民の皆様のために整備を進めてきており、雇用の関係を除き、また、基盤整備は、町内でばらつきはあるものの、一定の水準にあるものと考えております。

なお、足寄町への移住を検討されている方からの照会につきましては、これまで同様、御本人とその家族の御希望や、御心配事などをお聞きして、十分な情報提供を行い、きめ細かな対応をしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

3番。

3番（榊原深雪君） 今、答弁いただきました中で、私がこの質問に至った経過は、前回よりもさらにこういった要望をお聞きすることで質問に至ったわけですが、その例としまして、単身の高齢者が、息子さんが本州にいて、そちらの施設に移る。しかし、家のほうは、建物は古いのですが、水洗トイレもして、屋根も補修して、きちっとされているのですね。庭もあり。だけど、その情報を提供するところが、すべがわからないというのが一つありました。

それと、東京からお嫁さんに来た人の家族が、お産をするために御両親が足寄町に住みたいと思っても、家探しからまず始まるということで、やっぱり何カ月か滞在したい、あるいは孫の成長を見守りながらこちらでも生活をしたいという希望があるけれども、まず家探しから始まる。

そして、私も町なかを歩いていますと、やはり空き地や空き家が多く見られているのもその一つの理由なのです。

そして、最初の答弁のところで、近隣町村がアクセスが少ないとか、いろんなこともご

ざいますが、やはり立地条件とか、その条件にかなうことは、空き家といえども、この町に関してはそんなにたくさん、普通の都会の不動産業者の方のようにたくさんあるわけはありませんが、田舎暮らしを希望される方は、やはり何を希望しているかということをもまず第一に考えると、自然と親しんで生活したい、余生を送りたいとかという御希望が多いのです。

その中で、ほかの町村から比べた立地条件とかももちろんありますけれども、そこを打破している町村が実際にあります。その町は、私たちの町よりまだ高齢化率が高く、37%の町だったのですが、やはりそれは町民の方と行政の方が、やっぱり両輪となってそのことに取り組んでいかなければこれはだめだということで頑張られた町なのですが、やはり59名の方が移住されたという報告も受けております。

マイナス要点からばかり最初に見て、そのことを取り組むというか、質問の中で、本当の私が訴えたい趣旨というところを、もっと見ていただきまして、答弁の中でマイナス要点から考えるのではなくて、もっとプラスの面から考えていっていただきたいなと思うところであります。

空き地に関しましても、持ち主の方が手入れをしていただいているのでしたらよろしいのですが、草ぼうぼう、虫もたくさんあれたりとかということで、空き家に関しても、マイマイガの生息をたくさん促しているようなところもありますし、手入れが行き届いていないところを、本当の財産としてお持ちになっている人にとっては、どのような気持ちでお持ちなのかなど。都会の人から見れば、土地を持つ、家を持つというのは、本当に一生のうち、あこがれのものではありませんけれども、それを放置されている方が見受けられますので、そこを勘案して、こういう問題にも取り組んでいただきたいと思うのですけれども、1回目の質問として答弁いただきたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

何点が御質問をいただいたというふうに思っています。

ケースはいろいろあるというふうに思っております。住みなれた足寄町を諸事情により離れなければならないという方。しかし、財産としては住宅等も含めて一定の整備ができています。しかし、貸すなり、あるいは処分をするということ、これがちょっとどこに相談していいかわからないという問題。あるいは、これまた縁があって、新たに足寄町に転入をされる方。これは当然一番先に住みかを探さなければいけないわけですから、当然、その行為も、当然のことというふうに私も認識をしております。

行政がどの程度までかかわるかという問題につきましては、原則というのは、行政というのは民事不介入という原則があるということも、これは頭の中に入れておかなければいけないというふうに思っています。足寄町内にも、不動産業を営んでいる方もいらっしゃるわけでありまして、このところは非常に線引きが難しいところなのかなという思いをしております。

議員仰せのとおり、ともかくこの御質問をいただいているという部分につきましては、足寄町の人口減少の問題、あるいはできれば他町村から足寄町に移って住み続けていただきたいという、こういう思いであるということ、これは重々私もわかりますし、その思いは全く同じでございますけれども、また一例として、他町村で頑張っておられるところ、高齢化率37%、既に五十数名の新たな移住者をお迎えをしている町もあるということ。

これは先ほどの一番最初の答弁の中でも触れさせていただいたとおり、移住者の積極的な誘致といいますか、そういう先進地、道内に数カ所あるということも、私自身もそれは承知をしていることでありますけれども、先

ほどの答弁でも少し触れさせていただいたとおり、中長期的に見たときに、やはりいろんな問題、町全体の問題、施設の問題ですとか、あるいはもっと言えば、すぐということにはならないのしょうけれども、数年後には介護の問題等々も含めて、これはよほど総体の中の表現は悪いかも知れませんが、けれども どういう割合いといいますか、そういったことも慎重に考えていかなかったら、ともかく人さえ来てくれればいいのかとなると、これまたちょっと辛辣な言い方ですけども、なかなかこれは種々検討しなくてはいけないのではないのかなと、そんな思いをしているところでございます。

決して、議員が意図しているところを全く否定するつもりはありませんし、全く思いとしては同じ思いでありますけれども、しかし、行政として対応をしていくべきこと、そのところはやっぱり相当慎重に考え、対応をしていかなければいけないのかなと、そんな思いをしております。

それから、一番最後にお話がありました空き地の管理状況。離れてしまって更地になっていったときには、当然草というのは強くて、どんどん雑草が生い茂るという状況がございます。これについては、その状況によって、町のほうでやるとしたら、清掃等をお願いするというぐらいの指導しかないということでございます。強制力というのはございませんので、また難しい部分もあるかなと。

もっと言えば、町が管理している町有地についても、本当にちゃんと管理できているのかと言われますと、正直に言ってお金がかかる問題ですから、できるだけそういった部分、ひどい状況というのはないようにというふうには心がけておりますけれども、定期的に草刈りができているのかということ、決してそういう状況がないところも数カ所、私自身の目から見ても散点されるところがあるかなというふうに思っております。

そういったことの対応についても、放置しておいていいということにはなりませんの

で、そこら辺についても、今後、いろいろと検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番。

3番（榊原深雪君） ホームページに掲載することについて、民事には介入しないというお気持ちは、前回にもお聞きいたしました。ですが、売りたい方、足寄に長く住んでいて別のところに移られた方の財産を、土地なり住宅もお持ちの方が知り合いにありまして、その方のお話を聞きますと、不動産の手数料が結構なものだということで、そういう査定とかを不動産の方にお任せするのをちゅうちょしたということだったのですね。その分を、買っていただく方のために安く提供したいというお話も伺いました。

そういうことで、本当に近くに空いている土地があっても、持ち主の方が幾らで売りたいのか。そうかって不動産業者の方が積極的に動いていただいて、もっと情報を明らかにしていただいているのだったら、またいいのですけれども、そこにもお話は行っていないということなのですね。

そして、このホームページに載せるということは、ほとんどお金がかからないことなのですね。広報などで募集をするという形をとっていただければ、持ち主の方がホームページに載せたいのだけれどもどうだろうかということで、そして住民課の方なりに、それは持ち主の方なりが写真とかを掲載してもらうために持っていくようなシステムになっているのですね。だから、ほとんど町としてはお金もかからないし、経費もかからないから、私はこれだったら取り組みやすいのかなと。

そして、ほかの町村が取り組んで、その動きがなかなかないということですが、パーセンテージ的には、この空き家バンクシステムに登録されている町は多いのですね。そして、移住希望者は30代と60代が多いということなのです。そして、30代のこと

に関しますと、やっぱり就職の問題がありますけれども、こういう御時世でございますので、どこの町も財政が大変、そして就職難、それは抱えている問題はどこにでもあると思います。それを、その方たちの一人でも、自分たち、ここに住んでいる人の子供さんなりが帰ってきたいと希望しても帰ってこれないような町でしたら、その人たちを何とか手助けするために、こういう方法をとっている町もあるのですね。

町の残業手当をワークシェアリングして、残業手当の40%をワークシェアリング事業に充てるとか、そういったことをされている町もあるのです。それで、ワークシェアリング事業によって、やはり私たちの町は今残業手当が幾らあるのだらうと思いましたがときに、私が町議になりました8年前には1億2,000万円ありました。それが今、半分程度に抑えられているということも聞いております。大変な御努力をされていることと思います。

けれども、一人一人の職員の方の時間というのは限られておりますので、大変な御負担にもなっているのではないかと私は察するところでありますけれども、やっぱりそういったところをワークシェアリングという形で、やはり地元で希望する若者に仕事を与えてあげたい。そして、新規就農の方が、もし希望する方がおられましたら、やっぱり今芽登の研修センターもありますけれども、ルームシェアなんかもしながら、その空き家を利用してという方法も考えられると思うのですね。

そういった、私はいろいろアイデアが浮かんでくるのですけれども、やはり行政の方が取り組む姿勢がなければ、私が何を言ってものれんに腕押しになりますので、そここのところを、今ちょっと何点かお話ししましたけれども、その辺のワークシェアリングについてのお考えなどはどうか、お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 非常に難しいとこ

るまで御質問をいただいたわけでありませうけれども、まず、前段の具体的に転出された方との財産の処分ということでありますけれども、その点だけで言わせていただきます。

これは、そこはまさしく民事不介入かなと私は思います。ですから、そのところは、ほかの町村のホームページに掲載しているところの資料も持っているのですけれども、それぞれの町は私は相当御苦労されているなどというふうに思っているのです。民事不介入という原則がありながら、こういう形でホームページを立ち上げているというのは何かというと、やっぱり移住政策との絡みの中で、本当にぎりぎりの線に対応をされているのかなという、そんな思いをしております。

ただ、いろいろ経過だとか、いろいろ現状のことも少し資料としてあるのですけれども、やっぱりこれまたちょっと言い過ぎかもしれないけれども、わかりやすく言うと、やっぱり町のホームページに載せるにしても、情報を出しっ放し。どこのところも共通しているのは、ここで民事不介入の原則を貫いているのは、あっせん等は一切行いませんと。あくまでも所有者の方とやってください、あるいは不動産業者の方とやってくださいということになってくるのです。

ですから、そういうところからいきますと、町のホームページに記載をしているとは言っても、情報として一方的に掲載をしている。本当に辛らつな言い方かもしれませんが、出しっ放し。先ほどからお答えしているとおり、責任ある情報提供ということに私はならないのかなという、そんな思いをしているということでございます。

後段、いろいろ非常に難しい部分もちょっとありましたけれども、職員の残業の問題も含めてワークシェアリングということもちょっと触れられておりました。これは、なかなか一言ではちょっと言えない難しい問題だなというふうに思っております。

ただ、職員のことに関してだけ言いますと、さきの議会でも行政報告させていただ

ているとおり、私が首長に就任した平成15年から、実はこの間、平成17年に自立プランもつくりましたけれども、実質、正職員、準職員を含めて、過日報告したとおり、60名の職員を減らしているということでございます。これは、自立プランにうたっております、5人退職して1人しか採用しませんということ、この間、着実にそのことを実行してまいりました。

また、一方で、これは議員も触れられておりましたとおり、私が就任したときに、職員全体の時間外手当というのは約1億2,000万円強あったというふうに思いますけれども、これは就任したその年で、大体半分ぐらいいまで減ったのですね。減ったというか、減らしてもらいました。その次の年は、災害だとかいろいろあって、少し上がって大分御批判もいただいたわけでありませうけれども、そういう意味では、きちっと目的意識的に、この部分で浮いたお金でこっちで雇用の場を確保しようということには、直接的には目に見えてつながってはおりませうけれども、そういう経費削減の努力はさせていただいているというようなことでございます。

一口で職員数を減らした減らしたと言っていますけれども、その反面、補助職員、身分の保障もされない11カ月雇用の補助職員の状況はどうですかと問われたら、これはまさしく率直に言って補助職員の方々には申しわけないなという思いもあります。

日給で働いていただいております、私が役場にお世話になって、この間、やっぱり職員の仕事の内容と補助職員の仕事の内容というのは、だれの目から見ても明らかに区別ができたといえますか、仕事の中身も違うわけですが、しかし、現実問題としてどういう状況になっているかということ、やっぱり補助職員に担っていただいている任務というの、私がお世話になったころから比べますと、それは内容的には比較にならないほど、そういった大事な任務を担っていただいているというような、これは現実でござ

いますから、雇用形態のあり方というのは、これはある意味、将来と言ってもそんなに遠くないところで、これは町としても重要な課題だなという、そんな思いをしております。

現実、大変厳しい状況にありますけれども、地元足寄高校もあるわけですから、残念ながらやっぱり地元で働く場所がないということで、足寄高校卒業生が、では何人地元に残ってくれるのですかと言ったら、片手あれば足りるくらいしか残れないという現実もあるわけですから、そういったことを含めて、これがワークシェアリングにつながるかどうかということはあるかもしれませんが、そういったことは本当に難しい課題ではありますけれども、しかし、そのことにしっかり取り組んでいかないと、ますます人口減少には歯どめはかかっていかないのかなと、そんな思いもしております。

それから、新規就農者にかかわる部分、これはルームシェアリングということもお話がありました。今のところ、芽登の研修センターを中心にしながら足寄町での研修ということ希望される方々というのは、今のところは順調にあそこを拠点にしながらできているかなという、そんな思いをしております。

万が一、あそこの中では対応しきれないということであれば、当然、これはあっせんとかそういうことではなくて、これはまさしく町の責務として、それは民間住宅の借り上げ等々を含めて、それはありとあらゆる努力をしながら新規就農者の確保に努めていきたいという思いでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番。

3番（榊原深雪君） 町長の言葉の中には、民事不介入ということがネックになっていると思います。それで、民事不介入といいますが、今この時代に余りそういった形式にとらわれずに、もっと柔軟性のある行政の取り組みが必要ではないかなと思っています。

それは何かといえますと、まちづくりというのは、今私が言っていることが、この20年後にはもっと空き地ができて、もっと空き家が増えてという状態になろうかと思いません。そういったときに、本当に固定資産税もなかなか納められないという高齢者も出てきたりとか、そういう状況が多くなってくると思うのです。

そうしたら、今の日本の状況を見ていますと、民間の空き家を利用した公営住宅も建てられていると、そういったところもありますね。だから、そういったところもあるぐらいですから、先ほどおっしゃいましたように、選択肢がなかなか空き家、空き地といっても少ないといえども、そういう情報を提供している限りは、やはりアクセスがあったりとか、やっぱり見ている方もいて、問い合わせなんかもあるかと思えます。

だから、今の空き家とか空き地は、まちづくりのための地域資源として、空き家とか空き地をもっと活用するように、やっぱり個人の方々に、民間の方々に、もっと活用を促すような施策というのですか、そういうことをしていかないと、本当に荒廃感のある町になってしまいますので、そういうところの取り組みということが大切ではないかなと私は思っているのですが、町長の御所見は先ほどのとおりだと思いますけれども、もう一度確認したいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

民事不介入という意味は、これは行政の大原則ですから、これは法律で定められていることですから、そのところは曲げられないということでございます。

ただ、議員仰せの、例えば空き地が広がっていますよ、あるいは空き住宅もたくさんあるよね。これは施策として、当然、都市計画上、土地利用計画をどうするのだとか、あるいは空き店舗を利用して、これは例えば商工会さんと連携をしながら何かの施策があると

すれば、例えばこういう町があるのですね。

ある空き家を利用して、これは商工会と連携をしながら、新しく起業する人を、これは目的を明確にしながら、その施設の一定の整備、商売をできるような形で改修をします。それは町も助成をして改修をします。そして、まずそこでお試して、足寄町で何らかの商売をしてもらう。例えば呉服屋さんなのか、あるいは飲食店なのかはわかりませんが、それはそういう中で十分検討しながら、その目的に合ったような形で募集をすればいいのだというふうに思いますけれども。

そういった政策として、そういったことを考えていくということは、これは極めて重要なのかなというふうに思っております。

現に商工会としても、まだまだ具現化はしていませんけれども、そういった取り組みをしようという動きがあるということもお聞きをしておりますし、これがより具体化になってくれば、当然、私どものほうにも相談もあるのかなというふうに思っていますし、もっと言えば、私どもの担当のほうも、ふだんから商工会さんとも連携をとらせていただきながら、いろんな情報交換をさせていただいているということもございます。

今回の補正予算でもちょっと挙げておりますけれども、緑の分権改革の中で、今、商工会さんが中心になりながら、新たな地場産品の開発ということで取り組みをすることによって相談がありまして、それはおもしろいことだねと、表現はちょっと悪いかもしれませんが、それで、内閣のほうに緑の分権改革というようなことで、町のほうから申請をし、それが認められたということで、今回、形が町からの委託事業という形をとるわけでありまして、実は商工会さんが中心となりながらそういう計画を立てているということもでございます。

これが進展ぐあいによっては、うまくいけば、これは私が勝手に思っているのですけれども、将来はそれを継続して足寄の地場産品にしてくということになれば、売る場所だと

か、あるいは提供する場所というのも当然必要になってくるのかな。そういった展開になってくれば、当然そういった部分については行政がかかわるということは、決して民事不介入にはなりませんから、そういったことはどんどん民間の活力も利用しながら、それはやっていきたいなというふうに思っております。

なお、最後にちょっと触れられておりました民間の住宅の借り上げの公営住宅、当然そういうことも承知をしておりますし、これはPFIだとか、いろんな手法があるのですけれども、そういったことは私どもも、将来、やっぱり考えていくべきかなというふうに思っておりますので、これはアンテナを立てて情報収集をしながら、あるいは民間の方々ともそういった協議の場も設けながら、その可能性は今後も探っていきたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番。

3番（榊原深雪君） 先ほどの商工会の取り組みなのですが、別の町から足寄町へ来た方ですが、やはり空き店舗を利用していろいろな催し物を商工会が率先してやっている。そして、その商工会にお勤めの方が、今度、家を借りようとしたときに、公営住宅が空いていないと。所得によって公営住宅はあれですのですね。そうしたら、その町には特公賃住宅があったと。そういったいいところを見れば、その町には商工会もいろんな取り組みをしていて進んでいる。それは10年ぐらい前のお話なのですけれども、特公賃住宅もあって、そこに住んでいてこちらに来ただけけれども、それがなくて、そして借りたおうちがくみ取り式だったと。それで、家賃はそこそこ高いということで、そういうお話も聞いて、そしてその方は残念がっていましたが、他町に転勤されましたけれどもね。

そういった取り組みが、やはりちょっとう

ちの町はもっと早くに取り組んでいただきたいなって。もっとそういった方々の声を、私たちも届けているつもりではございますけれども、力不足でなかなか思うようにいかないというところはありますけれども、それでも私はすごくイメージ的に感じておりますのは、行政というのは取り組むのになかなか時間がかかるのだよねって初めに聞いたこともありましたが、やはりこれはいいぞというのは割と早くに取り組んでいただいて、こういうことをしたからということで報告をいただいたり、スムーズに動いていただく面もたくさんありますけれども、こういう難しいこととなりますと、なかなか取り組むまでには時間がかかるうとは思いますが。

でも、私は、果たしてこの問題が難しいのかなといったら、私はそんなに町長がお話しされるように難しい問題ではないと思うのですね。まず、本当に本人間の取り決めですので、買いたい人、売りたい人同士のことですし、情報提供するだけです。今からでも取り組んでいただいたときに、何年後かに、やってよかったなって思っただけのような施策であってほしいなとは思うところがありますので、少しでも、もう少し検討していただきまして、調査などしていただきまして、この問題をいい方向に向けていただくようお願いしまして、これで質問を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、3番榊原深雪君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

8番 熊澤芳潔君。

8番（熊澤芳潔君） それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項でございますけれども、民事再生

法の適用を申請した（株）安愚楽牧場（本社栃木県）の倒産と言われる問題についてでございます。

質問の内容につきましては、平成23年8月22日の臨時議会で町長行政報告があった、安愚楽牧場の経営問題について報告があり、足寄町は預託農家15戸、2,982頭、直営牧場3,180頭と管内では戸数、頭数、規模、雇用者も多だけに影響が心配されることから、質問とさせていただきますが、その後の経過についてお尋ねをします。

1、民事再生法の特徴は、原則としてこれまでの経営陣が事業を続けながら再建を進める。再建までの手続、再建計画の認可に約半年、再建完了までに約3年の期間とする。会社更生法の適用が難しい中小企業や中堅企業が対象となるのが特徴として挙げられるが、安愚楽牧場の今後の動向について、町としてどうとらえているのかをお聞きしたい。

2、足寄町営大規模草地育成牧場預託牛600頭の預託料について、経過または今後の対応についてお聞きしたい。

3、安愚楽牧場の足寄町における経済効果について、内容、金額もわかれば、含めお聞きしたい。

4、足寄町にとって、今日までの経済効果は多大と思われるが、それだけに今後の影響が甚大と思うが、対策についてお聞きしたい。

5番、預託農家の件で、新聞誌上では中央会が交渉の窓口となり、組織化して交渉することが大事とされているが、足寄町の預託農家の動向、直営牧場の雇用実態も含めて連絡会議を設置したと聞かすが、現下の動向をお聞きしたい。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 熊澤議員の一般質問にお答えいたします。

株式会社安愚楽牧場が民事再生法の申し立

てをした件につきまして、平成23年第5回臨時会において行政報告をさせていただいたところでございますが、その後、東京地方裁判所は9月6日、株式会社安愚楽牧場の再生手続の開始を決定したところでございます。

1点目の質問でございますが、行政報告でも報告させていただきましてとおり、実質的には清算であるとの認識をしているところでございます。

2点目の御質問でございますが、民事再生の申し立てがされた8月9日以降は納入されておりますが、8月8日以前は裁判所の弁済禁止命令が発令されており、未収となっております。現在、指定管理者である足寄農協に、その債権保全に万全を期するよう指示しているところでございます。

3点目の御質問でございますが、法人町民税、固定資産税、従業員個人の住民税がございまして、税額についてはお答えすることができませんので、御了承を願います。

また、大規模草地育成牧場の放牧料は、年間で約1,900万円でございます。その他、配合飼料、牧草販売、家畜及び飼料等輸送費など、億単位の取引がされていると想定しておりますが、民間企業等における取引額については把握しておりませんので、御容赦をお願いいたします。

4点目の御質問でございますが、現在、法令に基づく手続が開始されておりまして、行政としての経済対策には限界があることを御理解くださるようお願いを申し上げます。

5点目の御質問でございますが、預託農家で組織する安愚楽の会や大規模草地育成牧場と随時連絡を取り合い、預託料及び放牧料等の納入状況を把握しているほか、足寄農協とも北農中央会における取り組み状況等について、逐次、情報収集を行っております。

また、北海道も同様に連絡会議を設置しており、十勝総合振興局を通じ、週2回定期的に情報提供するとともに、全道的な対応について要望、意見等を申し上げているところでございます。

以上でございますが、東京地方裁判所による再生手続の開始決定がなされ、預託農家にとっては再生債権の届け出が本年12月6日までなど、弁護士にその委任手続を完了しております。

また、再生計画の提出期限は、平成24年2月14日とされておりますが、現在、現金で支給されている預託料等の支払い原資がいつまで確保できるか予断を許さない状況にあることから、引き続き情報収集に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番。

8番（熊澤芳潔君） わかりました。先ほどの質問の中でも、民事の関係がございまして、非常に答弁としては難しい部分があるのかなという感じがしますが、まず私も実は関連もあったことから、安愚楽牧場さんには、当時、開拓地区内の茂喜登牛に直営牧場が開始されまして、約20年だったと思いますけれども、町内の牧草だとか、和牛・子牛の購買等、足寄町の農業等に貢献いただき、本当に感謝申し上げるべきだなと、こういうふうに思います。

ただし、今日このような形になったことについては、非常に残念に思いますことを、まず申し上げたいというふうに思っております。

再質問でございますけれども、今述べられた中で、きょうの質問の趣旨は、15戸の預託農家がきょうまでの和牛経営の実績を踏まえたとき、また、町全体の和牛事業を考えたとき、経済効果が多大だけに直営牧場の継続、預託事業が継続できるよう、町として努力していただきたいことから質問となるわけでございますけれども、答弁いただいたとおり、再生手続が開始されたということで、幅が狭くなりますけれども、弁護士の件でちょっとお聞きしたいのですけれども、足寄町の場合はたしか4名の方が、何か活動とい

いますか、対応しておられると聞きます。そのことを考えますと、今後のことを考えますと、町がリーダーシップで一本化できないのかどうか。これは理由の一つとしては、何か聞きますと、弁護士対応になっていない方が2戸あるということもございますので、そこら辺のことについて連絡協議会もでき上がったということも聞きますので、そこら辺についてちょっとお答えをお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

熊澤議員から冒頭お話があったとおり、私自身もこの間、安愚楽さんについては直営牧場を足寄に開設していただいて、たしか今現在も19名程度の町民の方が雇用されているということ。それから、預託農家については14戸が預託で生計を立てられているということ。それから、お話がございましたとおり、牧草等々の取引を含めて、私はこの間、これは道庁の担当の方にも申し上げているのですが、少なくとも足寄町の立場としては、この間、やっぱり安愚楽さんが果たしてくれた役割ということに対しては、これは感謝を申し上げる立場であり、私は現時点で安愚楽さんが云々かんぬん、御批判をする立場にないということは、これは明確に申し上げているところでございます。

そこで、次に、まさしく14戸の預託農家の皆さん方の思い、これは何とか預託事業を継続できないかということ、これは痛いほどわかりますし、本当にそういう方向になってくれればなという私自身も思いはしておりますけれども、ただ、現実を直視したときには、これはなかなか難しいことだなというふうに思っております。

その理由は、やはり安愚楽牧場というのは全国展開をしておりますして、繁殖雌牛だけで約14万頭の牛を抱えて、そして預託農家の方に預託をし、こども役割分担がちゃんとされているのですよね。足寄町の預託農家14戸の皆さん方は、お預かりした繁殖雌牛に指

定の種をつけて、子っこをとって、この子っこというのは、お聞きしましたら、津別に直営牧場がございまして、ここに三日ないし五日ぐらいの間に全部そちらに持っていくと。その状況も詳しくわかりませんが、恐らく一定程度、8カ月なのか10カ月かわかりませんが、そこで保育をし、そしてさらに今度は肥育をする預託農家もいるということですね。ですから、これは全国展開の中で、一貫生産が確立されているということですね。

それともう一つは、安愚楽さんというのは、最終的には肥育をかけた牛というのは枝肉になって、消費者の皆さん方に届けられるわけでありまして、実はその直販店あるいはインターネットの販売等々も含めて、こういう仕組みも持っているということから、このことから考えたときには、まさしく独自の仕組みをつくり上げている会社であります。

ですから、これが、預託農家の方とも何度もお話ししているのですが、仮に安愚楽さんが再生できないのだとすれば、安愚楽さんにかわるオーナーが見つかって、何とか預託を継続できないかなという、こういうことを、これ率直なお話をお聞きしているところでございますけれども。

この預託農家の皆さん方の現状というのは、私もこの状態が発生したときに、全道の町村、重立ったところですね、安愚楽さんの直営牧場を持っているところ、あるいは預託農家を抱えている町村、首長たちと電話で連絡をとらせていただいているところでございますけれども、どこの預託農家の皆さん方も、難しいのは重々承知だけでも、何とか今の預託で生産活動を続けたいというのは、これは一致した希望、御意見だということは把握しているところでございます。

ただ、本当にそうは言っても、そうなればいいけれども、現実にはなかなか難しいのかなと、そういう認識にあるということをお答えをしておきます。

次に、弁護士の依頼の関係でございますけれども、実は町としてもできることはやろうと。法を犯さない程度でやりたいということもあって、実はこの間、お世話になっている帯広の弁護士を、これは町費でお招きをして相談会も開催をさせていただきました。内容は別にして、結果として14戸のうちの生産者のうち10戸については、中央会がお願いをしている弁護士さんのほうに債権回収のお願いをしたというふうに聞いております。4戸の方については、私どもが相談会を開催するに当たりお招きした弁護士に委託をしたというふうに聞いております。

ですから、今、熊澤議員は、2戸の方が決まっていないというお話でしたけれども、私どもが承知をしている範囲では、14戸の農家はすべての方が弁護士さんに依頼をして、その手続も済んでいるというふうに聞いているということでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） わかりました。聞いた中で、ちょっとした行き違い分があるかと思えますけれども。

そこで、ちょっと民事ということになってしまうものですから、なかなかあれだと思えるのですけれども、今、事務局から民事再生の手続の流れというものをちょっといただきました。これは非常に私ども、なかなか法律上のことでは勉強不足もあるかと思えますけれども、流れがわからない部分があったのですけれども、こうして委員会のほうに提出していただきまして、ちょっと見させていただきまして、ここにある再生手続開始の決定ということから、再生手続の認可ということまで、今、大体開始によってお聞きしましたし、そういうことになっていくのかなということでございますけれども。

まず、弁護士の話を一本化ということでしたのは、この中で再生債権の提出が何日までそれぞれ提出されて、負債総額が決定されて再生計画案の立案と、こういう形に何か流

れがなることもあるものですから、そういった方から言うと、ある程度まとまってきちっとした数字をとらえていきながら、こういった計画に乗っていかなければならないのかなということから、私は質問したわけでございますけれども。

いずれにしても、そういう形の中で、もちろん組合員の方からお聞きして、町長は努力していることは聞いています。そういった中で、ただ心配なのは、本当に先ほど言うように、今後のことが心配なものですから、先々と読んでいかないと大変になるのかなということから、質問をさせていただきます。

そこで、これから再生計画という形で進んでいくわけですね。それで、先ほど言ったように、足寄町の場合は、そういった安愚楽牧場の多大な長いおつき合いといいますが、そういうこともありますし、計画の中で進んでいく中で、預託事業はもちろんですけれども、直営牧場の継続が望ましいと私も判断するわけですが、町として、そういった再生計画あたりに足寄町の実績だとかいろいろ含まれて、そういったことにも、具申なのか意見なのかちょっとわかりませんけれども、そういったことには介入といったらちょっと変ですが、やれないのかどうか、そこら辺のことをちょっとお尋ねしたいと思えますけれども。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先に、先ほどお答えした弁護士の依頼の関係、ちょっと私の誤りがございましたので、修正をさせていただきます。

北農中央会のほうに依頼をしている預託農家の方は5戸です。これは農協の組合員さんです。預託農家をやっていますけれども、農協の組合員である方、5戸が中央会のほうの弁護士さんをお願いをしている。それから、帯広の弁護士のほうをお願いしている農家の方、これは組合員さんが1人と、あと農協組合員さんでない方の7戸を入れて、8戸が

帯広の弁護士さん。それから、1戸については、これは個人的に東京の弁護士さんに依頼をしているということで、いずれにしても14戸の皆さん方、弁護士さんのほうに依頼は既に済んでいるということでございます。

それから次に、民事再生の開始決定がされてたわけでありまして、少しお話をさせていただきますと、再生の関係については大きく分けて民事再生と会社更生法とがあります。通常、民事再生ということであれば、経営責任は実は、もちろんないとは言いませんけれども、経営者が交代だとかそういうことではならないのですけれども、会社更生法の場合は、一発、役員責任ということで、総入れかえになるのです。まず基本的にはそういう違いがあるということでございます。

通常、民事再生ということで、私どもは当然素人でありまして、そのことだけを聞けば、会社を再生させるためにこの申し立てがされるのだというふうに思っておりましたけれども、これは新聞報道等々で報道されているとおり、会社自体が清算に向かうということをはっきり言っているのです。オーナーに対する説明会が、たしか8月17日と19日でしたが、されたのですけれども、安愚楽さん自体が清算に向かうと、すなわち破産に向かうということはこれは明らかだというふうに思っております。それほど厳しい状況だというふうに思っております。

この間、いろいろ弁護士さんのお話もお聞きしているのですけれども、先ほども触れておりましたけれども、これは再生計画というものをつくるのですけれども、そもそも株主の皆さん、すなわちオーナーの皆さん方が、まずは再生計画を認めないだろうという、そんな見通しもあるのです。

しかも、この間、情報で聞いているのは、会社が財産の整理をしながら最終的な配当という部分については、通常一般的に言われている10%、そこにも満たないのではないかという、こういう厳しい情報もいただいているわけでございます。

いずれにしても、法に従って粛々と進められるということになるわけでございます。

この再生計画に対して、足寄町として何らかの意見を言うなり、そういうことはどうかという御質問でございますけれども、それは全く私どもには、オーナーでも何でもありませんから、全くそういう機会はありません。

ですから、本当に現実と実際に法的な処理の仕方というものとしては、じくじたる思いもあるのですけれども、しかし、これは法に従って整理がされていくのだろうというふうに思っていますから、ですからお世話になったといえども、やっぱり生産者の皆さん方に対しては、私どももできることということで弁護士さんをお迎えしたわけでありまして、これは割り切って債権の回収を少しでもという、そういう方向に行かざるを得ないのかなと、そんなふうに認識をしているところでございます。

また一方、今現在、農協のほうに指定管理で出しております牧場の運営の問題でありますけれども、これも実は十勝管内の牧場に結構安愚楽さんの牛が預けられているのです。これはやっぱり頭数が頭数ですから、来年以降の入牧に関して、安愚楽さんの牛が一切入ってこないということになれば、大体毎年500頭強の牛を預かっているのです。そうしますと、これは入牧料収入でも相当の額がどこの牧場も上がるわけですから、ここに対する影響も、牧場の経営上の問題も出てくるかなと。そんなことも、道の連絡会議の担当のほうには、そういった町の現状もお伝えしております。

いずれにしても、そういったことも含めて、先ほど申し上げたとおり、会社が破産、清算に向かうということになれば、これは足寄町も影響はすごい影響だなというふうに思っておりますけれども、そのほかにもいろいろ想定されることもたくさんありますから、これは北海道全体の和牛に限らず、交雑、それからホル雄を含めて、この影響たるやばかり知れないものがあるなということ

で、私の思うところは道庁のほうにも、そういったことはお伝えをしております。

ただ、これは一自治体、あるいは、もっと言えば北海道だけでも、これはなかなか対応できるかと言ったら、そんな問題ではないなというふうに思っております。ですから、北海道に対しては、やはりどういう影響があるのかということも含めて、これは北海道として国に対して、農水に対しても、心配されることはやっぱり意見具申をしていくべきではないのかということ、私の立場からも申し上げさせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） わかりました。

そこで、ここでちょっと預託農家の方で同僚議員が実はいます。そこで、切実に述べられていまして、現在、和牛の生存の確保のためなのか、預託料の支払いは受けていますけれども、えさの量を半分に、粗飼料の調整、また、授精がストップされているということになっていきますことから、牛の価値も下がり、分娩の事故にもつながりかねないことから、先行き本当に不安な毎日を送っているのだということ。同時に、報道によれば、生産者、オーナーだけが被害者であるかのように伝えられていますけれども、最大の被害者は24時間目配りをし、繁殖に汗水流している生産者なのだ。このことは社会問題でもあり、もちろん安愚楽さんにつきましては東電の影響も含めてあるということも聞きますものですから、これは政治の光を当てていただきたいと、こう切実に訴えて言っておりましたけれども、町長として、何とか今申し上げたように、非常に大きな課題となることが歴然としてわかったわけでございますので、そういうことも含めて、先々を読んでいただいて、預託農家の経営継続も含めてですけれども、努力をしていただきたいというふうに思っております。

もう一度、そのことについて答弁をいただ

ければと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

熊澤議員からも、現状を一定程度お話をございました。14戸の預託農家の皆さん方は、今現在は預託料につきましては2週間分を前払いということで、預託料は入ってきております。この間、3回入ってきているということ、私どもも確認をさせていただいております。

ただ、お話にあったとおり、繁殖雌牛なのですけれども、種つけは一切するなということで、いわば牛にただえさを与えているというだけで、そういう意味では本当に先というか、光の見えない牛の世話をしているというのが現状でございます。

これから先、先ほどの最初の答弁でもお答えをさせていただいたとおり、民事再生の申請をしたときに、ある程度お金を保有していて民事再生の手続をとった。これは会社の説明では、生き物を殺すわけにはいかないから民事再生、いきなり破産、清算ということではなくて、そういう手続をとったということもお聞きをしておるのですけれども。

ともかく私どもが心配しているのは、預託料が民事再生手続、先ほど法に基づいて粛々といくというお話をしましたけれども、再生計画自体が6カ月ですとか、そういうスパンがあるわけですね。そうしたら、本当に今は2週間ごとに支払われている預託料、あるいは牧場の入牧料を含めて、本当に法的な手続が済むまできちっと払われるのかどうかということも、ちょっとどれぐらいのお金を保有してこの間に対応してきているのかというのは、全くその情報はありませんからわからないわけありますから、物すごく心配な部分もあるわけでございます。

さらには、今は種つけ一切していないということですから、雌牛の価値自体もどうなっていくのかなと、個体管理もどうなっていくのかなという、そういう心配する部分も実は

あるわけでございます。

参考までに少し申し上げておきますと、私もしょせん素人でありますけれども、やっぱり和牛の世界というのは血統重視なのです。今預かっている牛の血統がどうなっているのかというのは、実は預託農家の皆さん方もわからないのですよ。登録証をいただいているわけでも何でもありませんから。ですから、本当に通常の和牛市場における雌牛の価格が預託を受けている牛に適用できるかということ、これはなかなか難しい部分があるのかなというふうに思っております。

それから、いろいろ考えられるわけでありましてけれども、仮に清算に向かうということになれば、当然、破産管財人がついて財産の処分をするということです。ですから、牛だってこれは財産ですから、これもどこかの時点では処分されるのだというふうに思いますが、何人かの預託農家の皆さん方も話しているのですけれども、これはなかなか難しいかもしれませんけれども、血統がどこかの時点でわかるとすれば、血統のいい預かっている牛を、値段にもよるのしょうけれども、これを譲り受けて、そして繁殖生産につなげるという、そういう手法もあるのかなというざっくばらんな話もさせていただいているのですけれども、これは先の見えない話ですから、何ともわからないなという思いをしております。

そこで、先ほど北海道に対しても意見を言っていますよと言ったのですけれども、参考までにちょっと申し上げておきますと、私が心配しているのは、もちろん預託農家の皆さん方のこと、あるいは直営牧場がどうなるのか、あるいは公共牧場がどうなるのかということも心配でありますけれども、しかし、この問題というのは、決してそこだけにはとどまらない問題だと私は思っています。それは何かといいますと、全国にいる14万頭の牛、この財産がどう処分されるのか。私はゼロとは言いませんけれども、いい牛だから買うよとなる頭数が一体何頭あるのだろうか

と、そこが一番危惧しております。

何せ14万頭の牛ですから。例えばうまく4万頭が売れたとしたって、10万頭が残るわけですよ。これをお金にかえるということになればどうなるかということ、肉に落としてしまうわけです。そうすると、今でも口蹄疫から福島原発の問題を含めて、肉の値段というのは物すごく下がっちゃっている。そうすると、そういう状況にある中で、また大量の牛が肉に落とされるとどうということになるかということ、これは和牛業界にとどまらず、交雑種・F1を含めて、交雑種の値段にもかかわってくるでしょうし、もっと言えば酪農家のところにも影響があるというふうに思っているのです。それは、確率からいけば2分の1は雄牛が生まれるわけですから、そうしたらホル雄のところだって影響が来ってしまうということですね。

そうすると、私は北海道に申し上げているのは、一つは酪農畜産、ここに対する影響は想像がつかないくらい大変になるのではないのですかというお話をさせていただいています。それから、牧草の販売もそうです。この間、安愚楽さんの取引価格が牧草の販売価格を決めるということになっているということも聞いていますから、安愚楽さんの取引がとまるということになれば、今現在も大体现金取引と聞いていますから、ここの問題だって物すごい大きな問題があるなというふうに思っています。

そんなことも含めて、北海道にも意見具申をさせていただきながら、私どもに限られた中での対応でございますけれども、ともかく情報収集に努め、言うべきことは言わせていただいて、対応できるところは最大限の対応をしていきたいというふうに考えているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 昼食のため、ここで暫時休憩をいたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

8番議員の再質問から始めます。

8番。

8番（熊澤芳潔君） 先ほど来、町長からかなり詳しく御回答、御答弁をいただきました。そういう中で、わかってきたことは、非常に厳しいのかなという気がいたします。

そういう中で、繰り返すようですけども、足寄町のウエート、牧草だけでも、これはある団体では月に1,000万円ということで、年にすれば1億2,000万円というような億単位での影響が出るようなものが、購買も含めたら、さらにまた億単位ということでございますので、そういったことになると、非常に今後のことを考えるとき、町長が言うように非常に厳しいものがあり、さらに問題が出てくるのかなという気がしますから、今は連絡協議会ということの形なのですけれども、ちょっと言葉的にはあれですけども、もう少し格上げしていただきながら、恐らく対策協議会にでもなるのかなという気がしますので、そういったことからいうと、なるべく本当に横の連携をとっていただきながら、この問題にスピーディーに、また先を読みながら対策をしていっていただきたいという気がいたします。

そういうことで、最後になりますけれども、関連でございますけれども、今日の安愚楽牧場の倒産とされる原因でございますけれども、当然、東電の原発による風評被害も入っているということでございまして、ただ、足寄町としても、現状、肉牛の価格下落が実態として出ています。そういった中でも、これはちょっとどうなるかわかりませんが、東電に対する関連損害賠償等も、それぞれの町なり、県なり、道なり、それぞれ補償も含めて進めてきているところもあるようでございますので、どうかそういったことも町が中心となって、調査も含めてやっていただきながら対応をしていただければなと

いう気がいたします。

そういうことで、最後に町長、ひとつよろしく申し上げます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

安愚楽の預託を受けての生産者、これもまた新聞報道もございましたけれども、過日、地元出身の代議士の先生方にも、預託農家の実情を聞いてほしいというそういう集まりもございまして、私もその場にも参加をさせていただいたところでございます。なかなか行政としての支援といいますが、取り組みというのは、おのずと限界はあるわけでありすけれども、預託農家の皆さん方も当日にお話があったのは、先ほどもお答えしたとおり、ともかく形は変わっても、預託ということだけは何とか継続できるようなことを代議士の先生方にもお力をかりたいという、そんなお願いもされてきたというようなことでございます。

本当に繰り返しになりますけれども、しかし、代議士の先生といえども、これは国としてどうこうできることではないというふうに思いますけれども、これは代議士の先生方のいろんな人脈等々を含めて、それは最大限努力をしますというお答えはいただきましたけれども、しかし、現実なかなか厳しいものがあるのかなと、そんな思いをしているところでございます。

それから次に、原発事故に絡んでのことでありますけれども、ここも本当に安愚楽さんの問題が、それがすんなり原子力発電所の事故によるものだということで認定されるかどうかというのは、これは先のことです。ちょっとわかりませんが、しかし、そこら辺の情報収集もしているところでございます。

これも地元の代議士を通じて、実際に農水のほうともやりとりをしていただいているわけでありすけれども、ここのこれからの流れとしましては、まず、東電への請求行為については個々にするのではなくて、今現在、

都道府県単位で協議会的なものを設置をなささいというような指導がされているやに聞いております。

これは、北農中央会が中心になるのか、北海道が中心になるのかというのはまだ確認ができておりませんけれども、いずれにしても、そういう中を通じて、例の紛争処理委員会のほうに申請をし、それが認められるか認められないかということになるのかなというふうに思っております。

私の思いとしては、預託農家の皆さん方、まさしく安愚楽さん本体が原子力発電所の事故によって、これが倒産の大きな要因だとすれば、13の中間指針が出ているわけでありますけれども、ここで間接被害ということがうたわれております。わかりやすく言えば、福島にある本店が倒産したと、そこの関連のあるところが、またそれに影響があるということであれば、これはわかりやすく話しているのですけれども、当然、その間接補償の対象となるやに書いてありますから、当然、私は預託農家についてもそうなるのではないのかということで、その可能性についても、場合によっては個別な案件ということで問題提起をしようかなというふうに思って情報収集をしていただいたところ、先ほど申し上げたとおり、それは個別の対応ではなくて、都道府県単位の対応ということでお聞きをしておりますので、またそこら辺についても、引き続き、また情報収集をしながら、町が果たすべき役割があるのだとすれば、最大限の取り組みをしていきたいということと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） ちょっと今の意見の中で、私は雇用問題も当然出てくるかなと思いますので、そこら辺も十分に努力していただきたいというふうに思って、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（吉田敏男君） これにて、8番熊澤

芳潔君の一般質問を終わります。

ここで、町長から答弁の訂正がございますので、お許しをいたします。

町長（安久津勝彦君） 後藤議員の一般質問の中で、農産公社の現状、すなわち出資金、どれだけ食い込んでいるのかという御心配の質問をいただきました。その際の答弁のときに、1,240万円強というお答えをいたしました。出資金ということであれば、ちょっと誤りがございましたので、訂正をさせていただきますというふうに思います。

繰越利益の剰余金という意味では、1,247万1,356円の赤ということになってございます。その数字を先ほどともに答えてしまったということでございます。そういう中であって、出資金との関係でいきますと、利益準備金として210万円、それから別途積立金で350万円の積立金があると。両方足しますと、660万円の積立金があるということでございますから、実際にその資金の運用上、出資金に食い込んでいる額というのは、正確にお答えしますと、687万1,356円ということでございますので、訂正を申し上げ、おわびを申し上げたいというふうに思います。

大変申しわけございませんでした。

議長（吉田敏男君） それでは、次に進みます。

7番 田利正文君。

7番（田利正文君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

大きくは二つですが、まず一つ目、足寄都市計画、基本計画とまちづくりについて、その1として、まちの現状と改修計画について伺いたいと思います。

足寄都市計画第5章全体計画、1、将来目標の設定、1の1、まちづくりの理念のところ、足寄都市計画基本計画の将来像を「緑輝く大地に人のやさしさあふれるまち」としています。1の2で、都市計画の基本目標「産業の振興と地域文化による活力あるまち

づくり」の中で、あしよろ銀河ホール21（道の駅）を中心とした商店街の再整備と基盤整備を推進し、魅力あふれる中心市街地としての再生を図ります。また、同じページの「健康で安心して暮らせる協働によるまちづくり」では、道路、公園など都市基盤施設の整備に当たっては、高齢者や障害者が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進しますと基本目標を明示しています。この基本計画、目標に照らして、実際に行われている道路、都市基盤施設の整備、まちづくりについて伺いたいと思います。

私は、前定例会の一般質問で、町民のための町政ということについて、社会的に一番弱い立場にある人、つまり子供の目線に立って、ソフト・ハード両面での取り組みが必要。道路でも公共施設でも、設計段階からこの視点を貫くことで、結果的には高齢者や障害を持っている方にも優しいまちづくりができるのではないかと、こういう趣旨の発言をしています。この視点に立って現在の町の状況を見ますと、高齢者や障害のある方が日常生活を営む上で、最低限必要なところへ行く場合、次ページに図を書いておりますが、そのところに歩いていく場合ですが、さまざまな危険があります。しかし、このことは、私たち健常者が見て歩くだけでは理解することはできないというように思います。

実感し、納得するためには、行政の責任ある方が、車いすに乗って自分で歩いてみる、もう一つは、目隠しをして誘導してもらいながら、せめて役場から国保病院、国保病院から道の駅、フクハラから役場までぐらゐを実際に歩いてみる必要があるのではないだろうかというふうに考えています。そういう疑似体験をすることで、ユニバーサルデザイン化を推進しますということが、よりよいものとして具体化できるのではないのでしょうか。

そういう意味で、町長の所見を伺いたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 田利議員の一般質

問にお答えいたします。

町道の現状と今後の道路改修に向けた考え方についての御質問ですが、市街地における町道の現状につきましては、車両交通量が多いことから、歩行者の安全確保を図るため、歩道と車道の間には縁石の設置により区分化しております。縁石は、進行方向を誤り車道外に逸脱しかけた車の進行方向を復元し、また、縁石に衝突し、乗り上げる車の速度を低下させることも目的としております。

縁石を設置する場合には、北海道建設部土木局道路課道路事業設計要領により、歩行者の安全な通行を確保するとともに、沿道の状況等に配慮し、車道等に対して15センチメートルの高さを標準とし、店舗や住宅などから車道へ出入りできる場所は10センチメートルの低い縁石を設置し、車両の円滑な出入りを確保しております。このため、市街地の歩道部においては、高い縁石部と低い縁石部が交互に続いていることや、植樹升及び照明柱等の設置により、歩道幅員が狭い道路が存在しております。

現状は、高齢者や障害者のみならず、健常者にとっても決して歩きやすい歩道ではないということは十分認識をしているところでございます。

これまで、まちづくり交付金事業足寄駅前地区、平成17年度から21年度において、歩行者支援、障害者誘導施設等といたしまして、南1丁目通り3カ所、北3丁目通り2カ所の交差点のバリアフリー化、及び南1丁目通り九基の照明を交換、町道北1条通りほか3路線の改良舗装工事を実施いたしました。

足寄都市計画の将来都市像を実現するため、三つの基本目標を定め、その一つに健康で安心して暮らせる協働によるまちづくりを掲げておりますことから、今後の市街地の道路整備においては、高齢者や障害者に優しく安心して利用できる道路整備を目指してまいります。具体的には、1点目として、歩道幅が狭く、車道幅が広い道路においては、車道幅を2車線分として歩道幅を広げる。2点

目として、交差点の段差解消を行い、道路横断を円滑にする。3点目として、関係機関等との協議・調整が必要ではありますが、市街地内道路の縁石を低くして、歩道内の勾配、段差解消に向けて検討をいたします。

また、現在、都市再生整備計画を策定中であります都市再生整備計画事業・旧まちづくり交付金事業の足寄中央地区、平成24年度から26年度において、町道南3丁目通りほか2路線の道路整備、南2丁目通りの交差点バリアフリー化等の計画に議員御指摘の内容を反映すべく、関係機関等との協議を展開をし、今後における道路整備方針としながら、市街地の道路整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番。

7番（田利正文君） 今、回答をいただいたわけですが、私がなぜこういう質問をするのかということもちょっとお話ししておかないと、何か回りくどい話をしているのではないかと思いますので、ちょっとお話しさせていただきます。

7月に、身内の者が知床を案内してほしいということで、何十年ぶりかで、これで最後になるだろうということで私のところに来ました。夫は、働き盛りの中途失明で全盲です。70歳代です。妻は、足が悪いということで、社会福祉協議会から車いすをお借りしまして、1泊2日で回ってまいりました。私が車いすを押したり、全盲の身内の右手を私の左肩に載せて、観光施設や展望台、土産物など、あるいはホテル、お風呂なども入るなど、2日間行動をともにすることによって、障害を持っておられる方が日常生活の中で何が不便で、必要なものは何かということのほんの一端にしかすぎないだろうと思いますが、知ることができたように思います。

それで、質問通告書の図に示したところを高齢者の方あるいは障害を持った方が歩いて

用を足す場合、何が障害になるだろうかということなのですね。今、町長の答えに入っていましたけれども、高齢者の場合、家の中でけがをする確率が高いというふうに言われています。畳のへりでもつまずくと言われてるように、ちょっとした凹凸が危険だというふうに思います。町の中には、障害物になるものがたくさんあるというふうに思いますが、今回はこの凹凸、段差について取り上げたいというふうに思います。

通告書に示した図のところだけに限って、改めて伺いたいと思うのですが、この間、このことが、経験がある前からですけれども、私は歩いてみて思っていることがあったのです。例えば、国道でもそうですけれども、横断歩道があって、同じ横断歩道なのに、きれいにフラットになっているところと、同じ横断歩道なのに何センチか高い縁石があるのと。工事をやっている方に、何人かお聞きしたことがあります。そうすると、歩道にはこの縁石を入れると。車が入る、出るところにはこの縁石を入れるというふうに決まっているのだそうけれども、それにしてもでき上がったときの差があるものですから、その差をきちっと最後の仕上がりときに確認をして、これはだめだよと、いわばバリアフリーというのであれば、本当に車いすでもひっかからないように、あるいは高齢者の方が足を引きずっていてもひっかからないように平らにする横断歩道が必要ではないのかという思いがずっとあったのです。

そんなことがありまして、たまたま全盲の方をこうやって2日間行動をともにしましたら、そのことが余計自分のものとしてなるほどなとわかってきたものですから、あえてその図に示したところに、例えば病院へバスで高齢者の方が来ますよね。そして、国保病院で降りて、診療を終わって農協に買い物に行く、そして帰りに役場に寄って用事を足して、また国保病院で乗っていくというときに、1人でずっと歩いて帰られるというときに支障がないだろうかという思いがあったの

です。それを我々健常者では、ぐるっと見て歩いても多分わからないと思うのです。それで、あえてそこに書かせてもらったのですけれどもね。

そんな意味で、改めて図に示したところについて、危険性はないのか、あるいはどうなのかということについて、もう一度伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

建設課長（南岡雄二君） 歩道部から道路に出る際の交差点部における段差だと思いますけれども、これについては確かに高いところ、低いところは存在してございます。それで、先ほども若干触れましたけれども、道路事業の設計要領というのがございまして、それで2種類ございます。

歩道部から車道部に出る場合です。要するに、車が走る場所に出る場合なのですが、これにつきましては、縁石につきましては5センチ未満としなさいと。それから、歩道部から横断歩道についているところにする場合については2センチ未満にしなさいという決まっております。

以下でございますので、これは鋭意、道路を整備する際に、より利用者側に立った配慮というものが要するというふうにとらえています。私自身も、その箇所は何力所か確認してございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） 今のお答え、よくわかるのですが、実際に現場というのでしょうか、国道が今整備されています。そして、横断歩道があります。いろんなところできていますけれども、でき上がったところを見ると、例えば一つの横断歩道の中であっても、2センチ以下であればいいと言いますが、それが本当にきれいにフラットになっているところと、そうでないところがあるのですね。だから、業者の方にもちょっとお話をしたのですけれども、これは最終的なやる方の腕の問題ですかと私は聞いたことがあるの

ですけれども、そこまでやっぱり配慮する必要があるのではないかなという思いがしてならないのです。

できるのであれば、技術的に無理だというなら別ですけれども、今言われたように、2センチ以下であればいいというのであれば、本当にきちっとフラットになっているところもあるのですから、きれいにフラット化してもらって、そこまできちっと最後の点検のときに、施工者というのですか、監理者がしっかり監督をするというのでしょうか、仕上げを確認するというか、そういうことが必要なかなというふうに思いまして、今の質問になりました。

2点目です。こんな失礼な質問の仕方をしていいのかなという思いがありながら書かせてもらったのですけれども、なぜ行政の責任ある方がみずから車いすに乗って、もしくは目隠しをして、誘導してもらって歩いてみる必要があるのではないかなというふうな書き方をしたことなのだと思いますけれども、私はずっと民間企業に働いていました。そのときに、さまざまな業種の企業や団体、50社ほど、50団体というのでしょうか、そういうところの社長さん、あるいは常務、専務、理事長などという方と団体交渉、事務折衝という形でしたけれども、お話しする機会がありました。

その中で、私がお会いしたトップの方のほとんどの、職員あるいは従業員の意見を聞くという考えを持った方はいらっしゃいませんでした。もちろん、よく言えば指導力があり、決断力があり、判断力があり、企業または法人の運営をする上でのプロ中のプロだということになるのでしょうかけれども、当時の私は中小民間に働いておりましたから、働く者の立場から、それだけではないのかと。

当時は帯広出身の道議会議員が社長をやられている方ともお会いして話したことがありますけれども、労働三法は悪法であるとその議員の方はおっしゃいましたのでね。けれども、悪法だけれども君たちとの団体交渉に応

じるという話をしたことがあります。

そんなこともありまして、もう一つは、これまた個人的な経験をしゃべっていいのかわかりませんが、私がいた会社では引っ越し業をやっていたのです。4月の転勤シーズンの最中に、転勤族の引っ越しでテーブルを傷つけるという事故を起こしました。当然、転勤族の、これは学校の先生でしたけれども、抗議の電話が入りました。もちろん謝るわけですが、謝ったって済むわけではありませんね。それで、私は引っ越しの担当者として、現地にまで出向いていっておわびをし、そして物を引き取って修理をして戻すべきだというふうに社長に進言をしました。だけど、社長は、それを聞き入れませんでした。聞きおくだけでいいと、謝ったのだからそれでいいというふうに言われました。それでは引っ越しを担当しているプロとして納得がいかなかったものですから、自分の休日の日に、日高までですけれども、出向いておわびをして、来なくていいと、帰れと怒られましたけれども、それでも預らせてくださいと預かってきて、テーブルを全部修理をして新品同様にまで送り届けました。そうしたら、その後、その方から電話が入って、わざわざ来てくれて、修理しなくてもいいと言っているのに、新品同様にまで送り返してくれたと。これまでいろんな業者に引っ越しシーズンのときに引っ越しをやってもらっていたと。だけど、ここまでやってくれた業者に会ったのは初めてだと。プロの仕事をしていただいたというふうに言ってお礼の電話があったのです。

ちょうどいいぐあいにそれを受けたのは社長だったのですけれども。それで、企業のトップの意識を変える、それから従業員の意識も変える具体的なきっかけとなったというふうに思っています。グランドピアノの解体、こん包、搬出、搬入、据え付けまでやれるところまで、中小企業でしたけれども、そういう引っ越しのノウハウを蓄積することができました。

そんな経験を見てきているものですから、こんなことを言うと、また町長には悪いのかなという気がしますけれども、町長に対して一職員の方、一担当者の方が、町長、それはちょっと違うのではないですかと、現場はこうなっていますよ。現場をちょっと見ていきませんかというふうに率直に言って、お互いにこうやって話をできる関係があるだろうかという思いがあって、ここに行政の責任ある方がという言い方をさせてもらいました。

というのは、私が見てきた民間の経験だけですけれども、剛腕とかワンマンとか、専制君主的なとか、上意下達とかという人たちというのはたくさんいらっしゃって、民間企業、団体、行政でもいろんなところでそういう見聞させていただきました。けども、足寄町の場合、立場、持ち場、あるいは経験や年齢や男女の差を超えて、町民のための政治を行うために、双方向できちっと話し合えるというふうになっているのだと思うのですけれどもね、そういうのがどうなのかなということが私はわからなかったものですから、あえてこういう書き方をさせていただきました。

そして、もしそういうふうになっているのであれば、わざわざ町長が車いすに乗るだとか、目隠しをして歩いてもらうなどということは必要はないと思うのです。福祉課の担当者なり、あるいは建設課の担当者の方が、実際に本当にただ健常者が歩くだけではなくて、車いすに乗ったり、目隠しで歩いてみたらわかりやすいと思うのです。そういう疑似体験をした結果を詳細に報告をし、それに基づいてどうしたら解決できるのかと。法律的な問題もあるでしょう、財政的な問題もあるでしょう、あるいはいろんなこともあるかもしれませんが、少なくとも安心して障害者や高齢者の方が町を歩けるというふうにするためには、何が障害になっているのかということをはっきりさせて、それを解決するというための対策、施策を講じることができるのではないかという思いでいます。

そんなことで、あえてちょっと失礼な言い方ですけども、行政の責任ある方に車いすになんていう言い方をさせてもらいました。そのことについて、ちょっともう一度お願いをしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

この間、議員から具体的にお話があった車いすなり、あるいは目隠しをしての疑似体験、私自身そういうことを実施したことはございません。

この間の経過として、国道拡幅はおかげさまで終わったわけでありましてけれども、このときには事業主体は開発建設部でございましたけれども、町内の関係する方々、町民の方々も、これは建設課もその会議に参加をしながら、あるいは開発建設部の皆さん方と一緒にあって、そういった段差の問題、車いすの場合どうなるのだというそういった問題も含めて、そういう場で検討していただいて、そのことを開発建設部の担当者はもちろんその会議にも出ておりましたから、そういう中で十分意向を取り入れていただいて、おかげさまで国道拡幅もできたというふうに思っているところでございます。

それから、町の歩道の現状というのは、先ほどの答弁の中でも申し上げたとおり、それから数年前の議会でも、後藤議員からの質問だったと思いますけれども、歩道の状況は大変な状況になっているよというこんな御指摘もいただいて、まずは通学路のところについては一定の補修なんかもさせていただいたという経過もございますし、いかんせん町なかの舗装、これは車道、歩道を含めて、相当年数が経過していますから、さらには今本当に町なかの下水道整備事業等々もやっていますから、やっぱり歩道の中にいろんな障害物といえますか、浮き出てきたりだとか、そういうことが随分至るところにあるということも、承知もしているわけでございます。

これは、一足飛びにできれば一番それにこ

したことはないのですけれども、なかなかそうもならないということで、計画的に少しずつではありますけれども整備をしていっているという現状でございます。

ぜひ、先ほどもお答えしたとおり、今後も町なかの整備ということには、当然力を入れてやっていかなければいけないことだと思っていますから、計画的にそのことは実施をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

次に、職員との間で、本当にそういった意見交換の場というか、現場からの声を聞く場をちゃんと持っているのかということでございますけれども、完璧にできているよとは言いません。言いませんけれども、一応それぞれの各課の職場長も配置をしておりますし、当然、問題点等々あれば、必要な予算の関係についても、それぞれ議会ごとにそういった打ち合わせもさせていただいておりますし、私は決して満足し切っているよとは言いませんけれども、心配のような現場と大きなそごがあるようなことはないというふうに私は思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） わかりました。一言だけつけ加えさせて、この質問については終わります。

そうは言われますけれども、現地を見ていただくとわかるとおり、やはり段差はなるべくなく、2センチ以下と言うけれども、2センチ以下とは言わなくても、本当にきちっとフラットにするようにしてほしいなという思いがあります。それは、歩いてみたらよくわかると思います。本当にフラットになっているところがあるわけですから、それと同じ時期にやったところで、なぜできないのかという素朴な一町民としての疑問がありますので、そのところはきちっと施工業者に、もう一手ならせば2センチが埋まるのではないかという思いがするものですから、そういうところをぜひなくしていただきたいなと思

ます。

2点目に入ります。

同じ視点で私は発言させていただきますが、道の駅の階段の件があります。町民の方とお話ししていて、たまたま道の駅の話になる。そうすると、必ず出てくるのが階段の問題なのです。

多分、多くの意見、要望が町にも届いているのではないかと思います。正面の入り口に面したところに、車いすあるいはベビーカーなどでも上げられるようなスロープを設置してほしいという意見が圧倒的に多いというふうに思います。これについて、今後、改修する考え、または計画がないのかどうかということ伺いたいと思います。

そして、これは括弧してありますけれども、正面の入り口が役場前なのか、あるいは役場側なのか、フクハラ側か、判断が分かれるという意見も聞いております。私は、国道がある役場側のほうだというふうに思っているわけですが、もう一つはスロープがフクハラ側の南と北側に設置してあると。役場側のほう、いわば国道側に面したほうにつけるには、1メートルについて8センチの勾配をつけなくてはならないので、設置不可能だという意見もありますが、この件についての見解も伺いたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 道の駅の階段についてお答えをいたします。

道の駅に国道側からのスロープ設置についての御質問ですが、この間も議会においてお答えをさせていただいておりますが、階段工事及びスロープ設計については、議員仰せのとおり、北海道福祉のまちづくり条例、施設整備マニュアル等において一定の基準があり、スロープについての縦断勾配は8%以下がめどとなっております。

従来、道の駅の出入り口につきましては、正面入り口2カ所、南側と北側、さらには西側1カ所の3カ所を有しており、正面南側とトイレ側、あずまや裏側に2カ所のスロープ

が設置されておりましたが、平成23年4月18日、リニューアルオープンに向けての改修事業により、南駐車場の拡充、この駐車場は一般車両及び身障者専用、及び現在建設中の仮称地域交流物産館新築等を考慮し、南側の旧喫茶店位置に正面入り口の機能を移設したことから、スロープにつきましても南側の正面入り口により近い位置に整備することとし、現在工事中でございます。9月末には、暫定ではありますが、供用開始となる予定であります。

また、正面北側入り口につきましても、北側駐車場の拡充、これはバス停及び大型車両を含む駐車場でございますけれども、及び野外トイレ利用者等による入館者のためのスロープが設置されております。

西側の入り口につきましては、北側駐車場からの歩道及び西町地区方面からの利用者向けにスロープが設置されており、従前機能を拡充しているものと認識をしております。

以上のことから、新たなスロープ造成計画はございませんので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問、7番。

7番（田利正文君） 今の答弁でわかったわけですが、最後の私の質問にお答えをいただいていないような気がするのですが、現行の国道側に、いわば正面入り口のほうにスロープをつけるとした場合、技術的にはつけられないのかどうかということが、ちょっとお聞きしたいことなのです。

もう一つは、国道に面したところから今はいろんな観光客の方が来られているわけですね。入るときも、多分、一番正面から入るのが多いのだと思います。そのときに、一番正面のところからスロープがないというのは、やっぱり一番欠点かなという感じがするわけですが、そういう意味で、構造上の問題で1点だけお願いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたしま

す。

まず、この質問書にも書かれているように、正面玄関がどこかという、その考え方にもよりますけれども、従前、正面に向かって二つの玄関がありました。ただ、1カ所は閉鎖しましたので、実際はトイレ側に1カ所が役場側から行った正面にはあります。いわゆる正面玄関というのは、機能的には道の駅の玄関、さらには2階に大ホール等々パブリックスペースを持っていますので、そういった部分でエレベーター、階段等に一番近い位置が南側の旧喫茶店の位置だということで、その玄関が主要な入り口になるのだろうというように私もは理解をしております。

その主要な入り口に対して、今回、新たにスロープを設置しておりますので、正面にこだわる理由というのが、玄関は一つ閉鎖しておりますので、残ったもう1カ所についても、北側トイレのほうからスロープは既に設置をしておりますので、そういった意味では、基本的に入り口に対してスロープというイメージでいけば、3カ所ある入り口に対して3カ所のスロープは設備をされておりますので。

従来、正面にあったのでないかということだと思いますけれども、それは一番最初に議員御指摘のとおり、8%勾配をあの位置でとるとなると、相当の距離が要するという部分と、それが今回できなかった理由として大きな部分は、国道が拡幅になって、従来の駅用地がかなり圧縮されてされておりますので、そういった部分では、前は擁壁でスロープを確保していたわけですがけれども、今回はその用地もなくなって、東面の部分については、現在、上ってみればわかると思いますけれども、スロープをつけると、南側からトイレ方向に行く動線がかなり面積的にもきついといったこともあって、それぞれの玄関に対してスロープを設置しているということでございますので。

絶対物理的に無理かということ、できないこととはありません。議員御指摘のとおり、8

0センチに対して10メートルですから、そういった部分では20メートルぐらい距離を確保できれば、1メートル50以上の段差にはなっておりますので、できないことではありませんけれども、必要がないという判断をしているところであります。

以上であります。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） わかりました。次に移りたいと思います。

次も全く同じ視点での発想であります、町道の改修・整備についてです。

もちろん、今、町長が答弁されたように、私が住んでいる旭町でも、歩道はどこでもどこで、直してほしいなということが多分言われると思います。ですが、今回は西町3丁目から8丁目までの町道の両側の歩道です。これは、冬に歩いてみたらわかると思うのですが、かなり亀裂が入っているものですから、歩道の除雪が通るのですけれども、厚く雪を残しているわけですから、今度は健常者でも歩くのに大変だという状況になっています。それがまず一つです。

それからもう一つは、西町の4丁目と5丁目、それから7丁目と8丁目、正確ではないかもしれませんが、山側のほうというのでしょうか、私は足寄に来て6年目ですがけれども、来たばかりのころに地図を見て、これが道路かなと思ったぐらい狭い道路があって、行ったら突き当たりなのですね。それから、Uターンができない、バックして出てくるということを何回か経験しました。

それが、よくよく考えると、これで消防車が入って、右折、左折ができるのだろうか。あるいは、ちょっと間違えて1本違って入っちゃったら、バックしなきゃだめでないのかという思いがありまして、その歩道の件と、この狭い行きどまりの道、右折、左折ができないような道路、これについては本当に防災上のことから含めて、早急に改修あるいは整備というのでしょうか、急がれるのではないだろうかという思いがあります。その

辺についての今後の計画というのですか、考え方というのですか、お聞きしたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 町道の改修、整備についてお答えをいたします。

西町地区における町道整備につきましては、西町3丁目から8丁目間の土地の位置及び地積、各所有者境等に符号しない点、さらに種々混乱状況にあり、多くの問題点が混在しております。平成23年度から平成26年度までの4カ年にて地籍調査事業を導入し、土地問題の解決に取り組み、地籍調査事業完了後、防災対策も含め、下水道整備事業と連動させ、一体的な整備計画策定を進めてまいりたいと考えております。

また、歩車道部の損傷等がひどい箇所につきましては、適宜補修作業を行い、安心して利用できる歩車道の確保に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番。

7番（田利正文君） 今の答弁では、26年度までかかるというふうにとらえていいですね。

時々、電動車いすで走っておられる方も見かけます。ただし、歩道は走っていません。車道を走っています。電動車いすが軽車両になるかどうか、ちょっと私は調べないで来ましたが、もっと歩道がきちっと平らであれば、歩道を走ったほうが安全だなという思いがありまして、そんなことも含めて、ここで取り上げさせてもらいました。それはそれでいいと思います。

次に移りたいと思います。よろしいですか。

議長（吉田敏男君） 次の質問に移ってください。

7番（田利正文君） 二つ目の大きな質問ですが、非核平和都市宣言をし平和市長会議に参加している自治体としての取り組みにつ

いて質問を行いたいと思います。

我が足寄町は、平成7年9月14日、核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、世界で唯一の核被爆国、日本国民共通の悲願であり、足寄町民の心からの望みであります。核兵器が、世界の平和と人類の生存に大きな脅威を与えつつある今日、私たちは核兵器の廃絶を強く訴えるものであります。美しい郷土を守り、豊かな暮らしを子孫に伝えるためにも、我が足寄町は町民一人一人に平和を求める心を養っていかなければなりません。以下略しますが、と非核平和都市宣言に関する決議をしています。

また、原爆による悲劇が二度と繰り返してはならないとの信念のもとに、都市と都市との緊密な連帯を通じて、核兵器廃絶に向けた市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器のない平和な世界を実現することを目的に、広島、長崎の両市が中心となって1982年に設立され、1991年には国連NGOとして国連の経済社会理事会に登録されている平和市長会議にも、この足寄町は参加をしています。

平和市長会議は、8月1日現在、151カ国・4,892、日本・1,747、北海道・80、十勝・13自治体が加盟をしております。2020年までに地球上から核兵器をなくす2020ビジョンキャンペーンを展開しています。

3・11大震災と東京電力福島原発事故により、日本は広島、長崎、ビキニと原爆による被爆をし、原発事故により4度目の被爆を経験した世界で唯一の国となりました。しかも、福島原発事故は、いまだに収束のめども立っていません。放射能汚染はどこでとめられるのか、子供たちをどうやって守るのか、不安だけで、先行きが見えない状況ではないだろうかというふうに考えています。

こうしたときだからこそ、非核平和都市宣言をしている町、平和市長会議に参加している町として、平和の大切さについて、とりわけ核兵器の廃絶のために、町民の見に見え、

耳に聞こえ、話題になる啓発の取り組みを、平和施策、平和事業、または平和教育などとして、町の事業としてしっかり位置づけをして、具体化していくことが求められているのではないのでしょうか。町長の所見を伺いたいと思います。

もう一つ、町長が言われている、子供は我が町の宝という立場、豊かな暮らしを子孫に伝えるという立場からも、例えば小学校、中学校の修学旅行コースに、広島、長崎の原爆資料館、沖縄のひめゆり資料館等を組み込むとか、映画の上映会、講演会、原爆写真パネル展の実施など、教育委員会とも連携をして予算措置を講じる必要があると考えています。

とりあえず、広報や議会だよりに、非核都市宣言の町、平和市長会議加盟の町であること、全国、世界の自治体の取り組みの紹介など、創意工夫を凝らして掲載を続けていくこと、平和市長会議が取り組んでいる核兵器廃絶署名を町民に呼びかけることということならば、経費もかけずにすぐ実現することができるのではないのでしょうか。町長の所見を伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 平和施策、平和事業、平和教育などへの具体的な取り組みについての御質問ですが、まず、宣言については、平成7年9月14日に足寄町議会が非核平和都市宣言に関する決議を行いました。同年11月1日に足寄町が非核平和のまち宣言を行い、当時、広報あしよるの11月号に宣言をした旨を掲載いたしました。議会と町が両輪で非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願い、明るく住みよい幸せな町民生活を守ることを決定したものであります。

その後、町といたしましては、日本非核宣言自治体協議会に加盟するほか、世界平和のためには多くの都市による平和のネットワークを形成することが重要であると考え、平成20年に平和市長会議に加盟いたしました。

次に、町における具体的な取り組みについ

てですが、戦争のない平和な世界を築くことは人類共通の願いであり、戦争をしない、核を持たないということは、私にとっても町民の皆さんにとっても当然のことと考えておりますので、現在、特に事業として実施しているものはございませんが、核軍縮に関する書籍を図書室へ配置したり、戦没者追悼式に中学校や足寄高校の生徒代表者に参加をいただいて、追悼の言葉の朗読や献花を行う場を設け、平和について考える機会をつくるようにしております。

また、各種署名につきましては、各団体で取り組みが行われており、町としても平和市長会議が行っている核兵器廃絶のための緊急行動の一環として、ヒロシマ・ナガサキ議定書に賛同署名をしております。

今後につきましては、非核平和のまち宣言をしていることなどを町のホームページに掲載することを検討していきたいと考えております。

また、ここ数年、民間有志の方が原爆に関するロビー展を実施されておりますが、町としても実施時期を調整して、ミニ原爆展を開催することについて検討していきたいと考えております。

なお、教育関係に関する御質問につきましては、教育委員会委員長から答弁させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 教育委員長、答弁。

教育委員長（星崎隆雄君） 次に、小学校、中学校の修学旅行コースに、広島、長崎の原爆資料館、沖縄のひめゆり資料館等を組み込むとか、映画の上映会、講演会、原爆写真パネル展の実施など、教育委員会とも連携して予算措置を講じる必要があると考えますとの御質問ですが、修学旅行につきましては、学校教育法における学習指導要領により、小学校では学校行事の遠足、集団宿泊的行事であり、中学校では旅行、集団宿泊的行事として見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活のあり方や、公衆道徳

などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うことを目的としております。

各小中学校の修学旅行の実施については、北海道立学校修学旅行実施基準及び市町村立学校修学旅行実施基準が定められており、これらに基づいて当町においても修学旅行実施基準を定めて実施されております。

実施基準による修学旅行の旅行の範囲は、小学校では全行程500キロ程度、中学校では全行程1,200キロ程度の範囲となっており、本年度の当町の実施結果については、小学校では1泊2日で札幌市方面、中学校では3泊4日で小樽市、函館市方面において実施されております。

このような基準に基づき実施されておりますので、御質問にありました広島方面等の実施については、現在のところ、距離的等の問題により実施は困難な状況となっております。

次に、原爆写真パネル展などについては、本年も町民センターロビー展として実施されておりますので、今後においても希望する団体等により、機会があれば実施について支援してまいりたいと思っております。

以上で、答弁といたします。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番。

7番（田利正文君） 私が質問した思いと申しますか、教育委員会のほうから答弁がありましたけれども、具体的にそういう基準については理解をしておりませんでした。それはそれとして、非核平和都市宣言に関する決議をしている町、あるいは平和市長会議に加盟している町ということを知らせていく、そして平和で安心して暮らせるということの大切さ、このことが3・11後、特に必要性を増しているのではないかというふうに考えています。

例えば、水や空気のように、我々の日常生活にあって当たり前だと思っているものが、ある日突然、それは有害物質だと、含まれて

いるのだというふうになったときには、パニックに陥るなどという状況ではなくなってしまわないかと、それが今の福島状況だと思っております。将来を担う子供たちに平和な社会で安心して暮らしていけるということの大切さ、それとどうとさ、このことをしっかりと引き継いでいかなければならない。それは、現在に生きている我々大人の責任だというふうに思います。

それで、そういう意味での平和教育、平和事業の日常的な取り組みが具体化されることが急がれているのではないだろうか。あるいは、我々大人にすれば、緊迫感を持って当たることが必要ではないのかという思いで、質問させていただきます。

ですから、例えばの例ですから、修学旅行に組み込んだらいいのではないかという話ですけども、足寄町の教育委員会として何ができるのかと、今言った思いで何ができるのかというところを具体化してほしいという思いであります。

8月6日の勝毎の報道によりますと、8月6日、広島に原爆が投下された日ですけども、十勝管内の寺院で鐘を鳴らす礼拝運動が行われていると。それから、帯広市では同じ6日の日に、非核平和都市宣言20周年の記念事業として、平和コンサートと記念講演と被爆者の体験講演会というのですか、というのをやっているという記事が載っていました。

こういうふうにやられているところもありますので、足寄町としても、先ほどの町長の答弁では具体的なものはありませんと言っていましたけれども、いろんな計画を持っていたきたいというふうに思っています。

それで、例えばですけども、節目節目にさまざまな啓発の取り組みを具体化していくことが必要ではないかというふうに考えています。例えば、足寄町が非核平和都市宣言を決議した日、日というか月の前後、垂れ幕を出すだとか、あるいは受付のカウンターのところこういう円柱状のあれを立てるだとか

というようなことも含めて、あるいは8月6日、9日、3月1日などの原爆を投下された日に、それに関するミニ展覧会ですとか、ミニ講演会ですとか、一般の人や子供さん、保護者も含めて見れる、見て改めて今の平和ということが簡単に維持されるものではないのだということを理解してもらおう。そしてその平和のとうとさをわかってもらうということも含めて、そういう啓発運動が必要でないだろうかというふうに思います。

実際、調べてみましたら、非核平和宣言をしている町、あるいは平和市長会議に参加している町で、具体的にそういう節目節目ごとにさまざまな取り組みをしている自治体もあります。それで、そんなことも全国各地の自治体や、あるいは世界の自治体、平和市長会議に参加しているところの自治体の経験も学びながら、足寄町独自のやつを具体化できないだろうか。それは教育委員会の皆さんや、あるいは保護者の皆さん、あるいは職員の皆さんなんかの知恵もかりて具体化して、そして子供たちや保護者、それから町内会の人たちも、足寄でこういうことをやっているのだよという話が伝わるぐらいまでのイベントにでもなれば、受けがいいのではないかなという思いがあります。この点について、改めて見解をお聞かせ願いたいなと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほども若干触れさせていただきましたけれども、改めて町のホームページへの掲載ですとか、それから時期に合わせてのいろんな取り組みについて、今後、検討をさせていただきたいなというふうに思います。

私の思いも田利議員と同じ思い、一致する部分も多々ございますので、そういった、例えば宣言をした日であるとか、あるいは原爆を投下された日、どこがいいのかということも含めて、これから十分検討をさせていただいて、そういった啓発活動についても検討させていただきたい。さらには、いろんな取り

組みについては、教育委員会のほうともしっかりと連携をとらせていただいて、効果的な取り組みになるように、そういったことを十分検討させていただきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） 教育委員会といたしましても、今、町長からお話しありましたように、具体的な事業展開をどう進めていけるかどうかということも含めて、検討させていただきたいと思います。

まず、小中学生・児童生徒の平和教育については、学習指導要領に基づきまして、それぞれ社会科の教科等で平和を学ぶという単元もございますので、それについてもさらに充実した指導をしてまいりたいと、このように思っております。

以上であります。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） 具体的提案のところに、広報とか議会報告ですか、その中にどこかにそういうものを継続して入れるということが可能かどうかということについてはどうでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

田利議員の一般質問の通告を受けて後も、いろいろと広報等の掲載等についても検討させていただいたところであります。まずは、お盆周辺、8月の前段がまずは現実的なのかなという、そんなお話もさせていただいておりますけれども、継続的にどうなのかということも含めて、そのことも含めて、あわせて、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） わかりました。

平和市長会議に加盟しているいろんな自治

体の経験なんなかも、もし、こういうコラムなんかで時々紹介できるという欄があると、なおいいなという思いがありましたので、そういう提案をさせていただきます。

そうすると、ただ足寄のマスコットキャラクターだけがぽっと載っているだけでは、よくわかりませんよね。だけど、こういう経験をやっていますよと、こういう取り組みをやっていますよとかが時々載ると、読むとなるほどと、だから足寄町も非核平和都市宣言をしているのかということがわかるのではないかと思います。

そんなことも含めて、ぜひ今後、具体化していただけたらと思ひまして、私の発言を終わらせます。どうもありがとうございました。

議長（吉田敏男君） これで、7番田利正文君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番 高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） それでは、議長の許しを得ましたので、一般質問通告書に基づき質問をさせていただきます。

公立高校配置計画についての質問をさせていただきました。6月の定例議会、そして先ほどの教育委員会行政報告におきまして、この問題は非常に重要なことと改めて思いましたので、一般質問をさせていただきます。

先日の道教委の公立高校配置計画の発表がありました。今年度入試で1学級になった学級を、来年度は2学級に戻すという決定がなされましたが、本来ならば、1学級になっても仕方がない問題であったのかもしれない。2学級を今後どのように維持するか、多くの問題があると思いますが、地域の教育行政の立場から町長のお考えをお伺いします。また、今後、足寄高校存続についてのお考えも同時にお伺いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。

公立高校配置計画を受けての御質問ですが、行政報告いたしましたとおり、足寄高等学校の配置計画による平成24年度の募集学級数につきましては、1学級増の二間口が決定されているところであります。

御質問の2学級を今後どのように維持するかであります。本町の中学卒業生数の推移を見たとき、厳しい状況は続いており、このことから、平成21年度から通学費の負担軽減や魅力ある学校づくりのために、足寄高等学校通学費等補助金や足寄高等学校振興会補助金について、大幅な増額を実施してきております。

また、本年度は、入学者の欠員により1学年が1学級となり、配置計画によると、平成24年度の募集間口については、一間口となるとを二間口とする配置計画案の決定を受け、本年6月定例会において、さらなる支援強化策として、魅力ある学校づくりの促進のため、進学、就職活動に結びつくよう、検定、模擬試験費用の自己負担解消、及び町民や近隣町の中学生、保護者等に対する足寄高等学校の情報を提供するための情報誌の発行等について、補正予算により実施しておりますが、今年度が二間口維持の正念場であるということから、今後においても最善の方法を見きわめながら、考えられるあらゆる取り組みを強化し、足寄高校を存続させる会とともに引き続き足寄高等学校の存続に向けた支援、協力をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1番。

1番（高橋秀樹君） この問題を取り上げるに当たって、私は30年前、たしか高校入学の準備をしていたと、そのように記憶が走馬灯のようによみがえってまいりました。やはり、ここ9月から12月までの間、本当に

受験生、その親御さんたちの真剣な今後の進路に対する考え方が重要になっていくと、そのように考えておりますので、あえて質問をさせていただきます。

魅力ある学校づくりと、これは具体的にどのような考えをお持ちになってやっていくのか、具体的に方向性と考え方をお示し願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほどの答弁でも一部触れておりますけれども、今現状の足寄高等学校の子供たち、生徒たちがどういう状況にあるかという、私は子供たちに入学式、卒業式ぐらいしかお邪魔していないのですけれども、生徒たちに言っているのは、これは私の町の自慢の一つにもなっているというお話をさせていただいております。

それは何かといいますと、やっぱり今の足寄高校の子供たち、100%とは言いませんけれども、あるいは問題なしとは言いませんけれども、しかし、子供たちの生活というのは極めて落ちついておりますし、しかもきちんとあいさつもちゃんとできるのですよね。これはまさしく中学校からずっと引き継いでいるものだというふうに思っています。

そういう意味では、足寄高校というのは本当に多くの優秀な先輩たちも多数輩出をしている伝統ある高校でありますし、本当に今の子供たちは、しっかりとそのことを引き継いでくれているなというふうに私自身は思っているところでございます。

このことは、十勝教育局の局長さんにも、ぜひ一度足寄の高校を見てくれと、このすばらしい子供たちの生活を見てくれというようなことも、帯広に行った際に寄って、そんなお話もさせていただいたこともございます。その結果、次の年のたしか入学式だったというふうに思いますけれども、次長さんが出席をしてくれまして、そのことを子供たちにも、きょうはこうして次長さんも来てくれて

いるよというようなお話もさせていただいたところでございます。

これはなかなか、どの高校に進学をするかというのは、私ども、あるいは教育委員会、あるいは中学校の先生方、これはコントロールできる問題ではございません。将来の自分自身、あるいは我が子の将来ということでありますから、これは希望としては地元で高校があるのだから地元の高校に入ってほしいなという思いはありますけれども、しかし、これはなかなか難しい問題だというふうに思っております。御本人あるいは親御さんを含めて、一番関心のあるところというのは、学力の問題なのかなと、そんな思いもあります。

高等学校校長先生を先頭に、勉強面にもついても、最近は本当に夏季合宿をしているだとか、それから私どもから声をかけさせていただいて、九州大学の学生さんが冬期間こちらのほうに研修に来られる折に、現役の大学生とお話をする懇談の場も、ここ3年目になりますか、そんなことも取り組んでもいただいておりますし、それから大学への進学についても、それこそ十勝管内の群部校、それぞれ皆さん頑張っておりますけれども、結構公立の大学あるいは有名な専門学校等々を含めて、結構いい成績をおさめているのですね。

それで、今年度、特に高校あるいは振興会で取り組みをしていただいているのは、まずは足寄高校のよさをしっかりと地元の町民の方、もっと言えば保護者の方、あるいは生徒にもわかっていただく努力が必要だよねというお話をしながら、過日もたしかこんな足寄高校のチラシといたら言葉は悪いですけど、そういう案内のものもその取り組みに入っていたなというふうに思っております。

それから、ことしも、実は来年は陸別中学校の子供さん、卒業生が結構多いのですよね。それで、ここのところが一つ大きなウエートを占めているなという思いもございまして、これは教育委員会、教育長も含めて、陸別の教育委員会等とも情報交換をしていたら、過日、陸別中学校の子供たちに足寄

高校に来ていただいて見てもらう、さらには説明を受けると、そんな取り組みもしたというふうに聞いております。詳しい結果は聞いておりませんが、その際は町からのバスの配置なんかも含めて、ともかくできることは、可能なことは、平たい話、何でもしたいなというふうに思っているところでございます。

ちょっとくどくなっておりますけれども、先ほどもお答えしたとおり、まさしくこの二間口を確保できるかどうかというのは、来年春の入試にかかっています。ここでまた41名を割るということであれば、もう1年二間口の募集をしてくれて何ほお願いしても、恐らくそれは無理だろうというふうに思っています。そういう意味で、先ほどもことしが正念場だということでお答えをさせていただいたところでありますけれども、何とか最低でも42名の入学者、合格者を迎えられるように最大限の努力をさせていただきたいなというふうに思っております。

長くなって申しわけありませんが、参考までに申し上げておきますと、今の道教委がつくっている配置計画でいきますと、基本的には、一クラスになった場合については次の年の募集は一間口なのです。ですから、十勝管内でいけば、新得町はまさしく一間口になってしまいました。

次に、残すためにどういう手だてが必要になるかという、一つの方法としては、キャンパス校という方法で残していく。そうしたら、これはキャンパス校になったら未来永劫に残るかという、またこれが生徒数が減ってきて20名以下になっちゃうと、今度は次の年は募集停止ということになってしまうわけですね。そうすると、足寄から高校がなくなってしまうところまでつながってしまうということでございます。

一たん一間口になってしまいますと、キャンパス校、そして何とかキャンパス校で維持できるかできないか。もっと言えば、子供さんの動向によって、実は一間口の募集だった

けれども、仮に45名の希望者があつたって、これは二間口には復活しないということですから、まさしくことしが、繰り返しになりますけれども、正念場だというふうに思っていますので、最大限の努力をしてみたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） 今、町長の御答弁からキャンパス校というお話が出てまいりました。このキャンパス校、僕も調べてみたのですが、大変僕の中ではよろしくないと言ったらちょっと語弊があるのでしょうかけれども、ちょっと問題がある方向に進んでいってしまうのではないかなと、そのように考える次第であります。

まさしく町長のおっしゃるとおり、来年度4月、本当に正念場に来ていると、そのように思います。それで、やはり今の現中学生の親御さんたち、保護者に対するアプローチという形で、何かお考えがあれば、具体的に御答弁をお願いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

教育長（加藤和弘君） お答えをいたします。

保護者への説明等につきましては、当然、子供さんの意向もあると思っておりますけれども、親の意見も反映されていくことだろうということで、既に足寄中学校の保護者を集めていただきまして、教育委員会あるいは足寄高校からの説明会をさせていただいております。一方的なお話の中でございましたけれども、ある程度の足寄高校の取り組み、それから町の取り組み等については御理解をいただいたものだ、このように承知いたしております。

以上であります。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） 私のほうも、その取り組みというか、多少お伺いしています。中学校のほうから61名ですが、それから他町

村から何名かの説明会に人が集まってくれたというお話も伺っております。

その中で、やはり抜本的な改革が必要なかもしれない時期にということもひとつお考えになって聞いていただきたいのですが、管内には鹿追町、それから広尾町、これは中高一貫教育という形で教育を進めているわけですが、現在、足寄町はまだ二間口を確保している段階で、言ってしまうと、まだ一間口になっていない形でありますので、この二間口を維持できる間に、そういう中高一貫教育の方向性という考え方も考えてはいかがなものかというふうに思いますので、中高一貫教育についてお考えがあれば御答弁をお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

教育長（加藤和弘君） 中高一貫教育にかかわってでございますけれども、確かに鹿追高校、それから広尾高校、中高一貫教育ということで進めてございますけれども、今ここに至って道の高校の配置計画指針に基づいていきますと、人数的なことも含めて非常に難しいことになるかなと、このように思っております。

それは、既に進められてきているところ、道の考え方もありますけれども、一連の流れの中で取り組まなければならないということでもありますけれども、いずれにしても、特別に中高一貫を進めていくという理由にはなかなかないというのが現実でありまして、地元の足寄中学校、足寄高校の連携を深めながら進めておりますけれども、制度的には難しいかなと、このように思っております。

以上であります。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） 制度的には難しいという御回答をいただきました。私のほうも、もうちょっとその中高一貫教育を調べて、次回にでも、また再度、この問題についてお時間をいただき、御質問させていただきたいと、そのように思います。

それで、もう1点、足寄高校を魅力ある高校にするために、実を言うと町立高校というような考え方、町立高校に移管するという考え方も道の教育の指針のほうから出ていると思うのですが、足寄町で、もちろん財政的な問題等々非常に多く含まれていると思うのですが、こういう道の考え方を背負って足寄高校を運営するのではなく、町の考えを主に高校を運営できる方法としては、ひょっとすれば町立足寄高校という考え方も一つの選択肢ではないかと、そのように考えておるのですが、御答弁をお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。場合によっては、道立から町立という考えという御質問でございます。

実は高校の存続問題については、十勝管内の群部校、どこも厳しい状況がございまして、首長間で情報交換をする機会もあるわけでもありますけれども、実はその問題については、上士幌町長と意見交換もさせていただいたこともございます。上士幌は、実は昨年ですか、大変厳しい状況にあったわけでありまして、今回のうちと同じように1学級になってしまったけれども、次の年に二間口の募集になったということで、結果、ことはどうなったかということ、帯広のほうから大量に上士幌高校に入学していただけたということで、上士幌は見事に2学級を確保できたということ、結果としてはそうになりました。

意見交換をさせていただいて、そのことも検討をするということもあかなというふうには実は思いましたけれども、しかし、そのことが本当にいいのかどうなのかというのは、実は具体論は教育委員会のほうとは詰めていませんけれども、そもそもの足寄高校の歴史からいきますと、もともとは町立だったのでよね。これは、全道各地もそういうところがあったというふうに思いますけれども、経過としては町立から道立に移管してきたということでございます。

それがどうしてそういう経過をたどったの

かというのは、正確な情報というのは持ち合わせておりませんが、そもそも高等教育の部分については、やっぱり町村の義務というよりも、北海道あるいは都道府県がしっかりとその責務を担うというのが合っているのかなという、そんな思いをしております。

十勝管内でいきますと、町立の高校というのは、土幌高校と、それと更別村は村立の、あそこは農業高校ですかね、ということで現実に二つの高校はございますけれども、やっぱりいろいろ財政的な問題だとか、なかなか現実的には厳しい問題もあるのかなという、そんな思いをしているところでございます。決して否定するわけではございませんけれども、現実問題としてはなかなか難しいのかなと。

私も帯広で開かれる、そういった説明会あるいは懇談会等にも可能な限り参加をさせていただいて、道教委に対しても、ある意味、辛辣な言い方も含めて、どこの責任なのだということも含めてお話もさせていただいているのですけれども、現下の中では、何とか今年度できることは何でもやって、ともかく来年の入試に際して、何とか42名以上の入学者を確保することがまず先決かなと、そんな思いはしておりますので、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番

1番（高橋秀樹君） 私もちよっと突飛な質問をしてしまったような感もありますが、現実、将来にわたってどのように足寄町の高校が存続していくべきかということ念頭に置いて、いろんな議論がされるべきだと、そのように考えておりますので、御質問の内容を御理解いただき、御容赦いただきたいと思っております。

それで、やはり足寄町の高校をよくしていくといいですか、魅力あるものにしていくためには、やはり大学進学、今現在でも大学進学されている方は結構いらっしゃる、就職率もさほど悪くない、そういうのがあります。

なので、やはりよりよい大学に行けるような教育のシステムと申しますか、例えば夜学の講座を開くですとか、そういうことに力を入れていただきたいと、そのように考えますが、そういう具体的な例というのは先ほどおっしゃった九州大学とか、夏季講座だとか、その程度ではなくて、もっと具体的に長い期間やれるような、集中講座だけではなくて、講座をつくっていただけるような配慮というのはできるかどうか、お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

この間、学校振興会の中でもいろんなお話をさせていただき、いろんな協議をする中で、実はこういう提案もありました。例えば、足寄高校に外部講師と申しますか、そういう民間の先生と申しますか、そういう支援もできないかという話もあって、検討してみようかという話もあったわけでありまして、これまたなかなか難しい問題がありまして、率直に実態を申し上げます。

高校の校長先生以下、先生方も大変頑張っております。御案内のとおり、足寄高校については、昔と違いまして、大体希望すれば、100%とは言いませんけれどもほぼ入学できると。そうしたときに、一クラスというのは定数が40名ですか、今は41名を超えているわけですから二クラスあるわけですが、大体平均して二クラスで60名前後なので、ですから一クラス30名ぐらい。その中で、やっぱり学力の差というのが相当あるということなので、

今申し上げた特別支援員みたいな、外部講師ということも具体的に話したのですが、それは高校がいいのか、あるいは中学校のときなのか、もっと言えば小学校のときなのかというこんな議論もあって、とりあえず校長先生とも相談をさせていただいたのですが、目下のところ、高校へそういう外部の人を入れるということは、これは実現は

しておりません。

ただ、また一方で、学校外で、例えば塾ですとか、そういった条件がどうなのかと比べたときに、実は足寄に塾というのではないということですね、とりわけ高校生対象というのは。お話としては、場合によっては塾の誘致なんていうことも考えなくてはだめかなだとか、話としてはいろんな議論はしておるのですけれども。もっと余談を含めて言いますと、農協でそういうことやらないかだとか、そんな話も、冗談とも本音ともつかない話もさせていただいているのですけれども。

いずれにしても、高校は高校さんで、今、学力向上ということで、補習ですとかあるいは夏季合宿だとかいうことも取り組んでいただいていますし、そのことも含めて、これは振興会のほうとも十分打ち合わせをさせていただきながら、例えばそういうものがつくれるのだとすれば、これはそこに対しての町からの助成ということ、私はやぶさかでないというふうに思っていますから、そういうことも含めて、とにかくいろんな支援策、可能な限りそれは合意形成を図りながら取り組んでいきたいなというふうに考えています。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） 今、町長のほうから大変すばらしい御回答をいただいたと、私はそのように思っております。やはり行動をしていただくことによって、いろんなものがどんどんと変わっていきけるのではないかと、そのように私も考えています。

あと、足寄町における足寄高校を存続する会の活動内容と、あれは期成会でしたっけ、そちらの活動内容について、お答えをお願いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

教育長（加藤和弘君） お答えをいたします。

今、御質問のありました足寄高校の振興会でありますけれども、支援事業として、それぞれ会員会費、それから町からの助成金に基

づきまして進めております。一つとしては、基礎力の診断テストの全額補助、あるいは進学合宿への支援、それから夏季・冬季進学講習会の支援、卒業生の後衛の支援、それから足寄高校説明会への支援、キャンパスライフの作成、それから九大の足寄高校の高大連携進学座談会への支援等々について、振興会のほうで支援策として取り組ませていただいております。

それから、足寄高校を存続させる会でありまして、年1回総会という形で実施をさせていただいております。町あるいは高校の取り組み状況等について御説明をし、あるいは忌憚のない御意見をいただきながら、足寄高校のよりよい学校づくりを目指して、あるいは存続を図るためにどのようにしていくかということ協議している内容でございます。

役員構成は、町長を会長とし、副会長4名、それから各団体の代表等から出させていただきまして、会員名簿で22名の構成員で、足寄高校の存続に向けての協議検討ということで進めております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） ただいまの御答弁で、何となく内容がわかりました。存続させる会、足寄町長が会長ということで、年に1回の総会だけなのでしょうか。何度かもうちょっと開いていただけるというふうに、会長のほうから取り計らいをいただき、臨時会でもよろしいので、この9月から12月の間に何かいい案が出させていただければと、そのように思うわけですが、町長はいかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

存続させる会がそもそも発足をしたというのは、やっぱり足寄高校の二間口が維持できるかできないかというところが、数年前からそういう状況が起こりまして、そういう中

で、当然、一番の高校と連携を密にして、支援策も含めて担っていただいているというのが、振興会でございます。振興会の会長も、たしか副会長になっていただいていると思えますけれども。ですから、守る会の中では、そういった、もちろん高校自体での取り組みも含めて、校長先生あるいは教頭先生からの取り組み状況の報告を受けたり、あるいは振興会としての取り組み状況の報告を受けて、さらにはその中で、やはり振興会の活動といっても、やっぱり町からの助成がなければ、なかなか財政的な面もあるわけですから、そういったことの見交換の場ということの位置づけ。そして当初は、二間口どうなのだというところに出たときには、存続させる会の中で道教委まで数名で行って、北海道教育委員会に対しての足寄町の高等学校の現状の説明やら、あるいは何としても二間口は確保してくれという、そういう要請活動もしてきたということでございます。

ですから、存続させる会自体の活動の内容というのは、さほど私は多くないといえますが、限りがあるのかなと、そんな思いをしています。

ただ、やっぱり情報共有をしっかりとしながら何をすべきなのかという、そういったことは必要なことだというふうに思っていますから、これはまた教育委員会とも相談をしながら、まさに今年度が正念場でございますから、場合によってはそういった臨時会的なことも含めて、検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、本当に振興会の皆さん方は、一生懸命いろんなことを私どものほうにも提言、提案もしていただいておりますし、可能な限りそれにはおこたえをしていくということで、この間を対応させていただいてきているというふうに思っていますので、また引き続き、そのことも含めて、しっかり対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） 振興会、これは実を言うと、やはり今回は二間口を確保するのに非常な努力をいただいたのかなと、そのように私のほうは考えております。

やはりここからが本当の正念場になりますので、何とか私どもも頑張って、足寄町の高校を存続させるように頑張りたいと、そのように考えております。

では、次の質問をさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 次に移ってください。

1番（高橋秀樹君） 足寄高校就職支援について御質問いたします。

現在、日本経済を取り巻く環境は、大変厳しい状況が続いております。来年度も同様に、就職率が今年度同様厳しい年になるかもしれません。

今年度、足寄高校の学生2名について、就職支援という形で2名の学生を支援しましたが、来年度も同様の支援を考えているのか、お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 足寄高校就職支援について、お答えをいたします。

議員仰せのとおり、日本経済を取り巻く環境は、円高・ドル安等により非常に厳しい状況が続いております。

御質問の足寄高校就職支援についてですが、平成22年度の卒業生にかかわる就職支援については、昨年11月から足寄高校と協議を重ねてまいりました。その後において、最終的に足寄町役場の就職希望者は、最終的には1名ということになりまして、補助職員として1年間の雇用ということで、1名雇用をしたということになってございます。

平成23年度におきましても、今後、就職活動が行われることとなりますが、引き続き就職支援のための雇用の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

だきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1番。

1番（高橋秀樹君） 先日、9月10日付の北海道新聞で、厚生労働省の発表によりますと、来春の高校卒業者、道内の求人倍率0.29倍という発表がなされました。これは大変厳しい状態であると。全国的にたしか0.68%の倍率だったと思いますが、北海道は相変わらず厳しい経済状態が続いているというふうに考えております。

それにあと、大変申しわけありません。私、2名と勘違いしておりました。1名の方、臨時補助職員として1年間、雇用を足寄町のほうで雇用していただいたと。これは、大変すばらしい支援だと、そのように思っています。今後も、今、町長が御答弁あったように、引き続き雇用の検討をしていただくということになっております。

ことしも、恐らく足寄高校から就職希望者が十五、六名ですか、僕の聞いているところではそのぐらいの話を伺っております。また、非常に厳しいことになっていくと、そのように思うのですが、やはり足寄町として足寄高校を助成する意味で、就職指導ですとか、就職支援、就職訓練等々、いろいろな個々のスキルのアップをさせるような教育システムという形でバックアップするということではできないかどうか、お考えをお伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員御心配のとおり、私も来年の就職も大変厳しいのかなという、そんな思いをしております。

少し、昨年、結果は2名の希望だったのですが、1名ということになりましたけれども、その雇用条件のことをちょっとお話しさせていただきますと、配置先の職員に対しても、実は戦力としては考えるなど。これはどういう意味かといいますと、1年間、町

の補助職員として雇用はするけれども、この間に何とか就職先を探してもらうのだと、その期間の支援なのだということで。ですから、例えばいついつ帯広で就職試験があるから行きたいと言ったら、それは仕事よりも、そちらのほうを優先させるというそういう趣旨だよということで、実際に配置をしているところでございます。

もちろん、この後も足寄高等学校と連携を密にしながら、当然、窓口は教育委員会になりますけれども、そういったことはまず一つやっていきたいというふうな思っております。

それから、つい先日、これは経済課長のほうに、一言こういう言い方をしたのですけれども、職訓校というのを聞いたことがあるというふうな思うのですけれども、どちらかといいますと、わかりやすく言いますと、昔、我々の年代が特に多かったのですけれども、中卒者の方々が手に職をつけるという意味で、そういう訓練校があったわけでありすけれども、これは最近、随分さま変わりをしてきて、就職難ということもあって、さらには北海道のそういった教育施設のあり方も大分変わってきたようで、つい先日、課長のところに、例えば高校卒業した方で就職できなかった方等々を含めて、そのカリキュラムも相当幅広いカリキュラムを持っているようでありますから、そういったところへの入学ということも、ぜひPRをしていただきたいという、そういうことでお見えになったというお話も聞きました。

議員仰せの就職のためのスキルアップのことも含めてあるのですけれども、もちろん在学中にそういった就職に対する対応というのは、これはもちろん高等学校でもやっていたいと思いますけれども、場合によってはそんなことも含めて、ただ、そこに対する支援ということになれば、どういうことがあるのかなというのは、これから検討させてもらいたいと思っておりますけれども、いずれにしても、高校卒業して就職を希望するお子さんに

については、一番は足寄に残っていただくのが一番なのですけれども、しかし残念ながら足寄にはなかなか働く場所もないというようなことになっていますので。

参考までに、また町の正職員の採用予定でいきますと、来年はまた2名予定しておりますけれども、1名は大卒の上級職、それから1名は高卒の初級職ということで考えておりますので、できれば足寄高校の卒業生も、これは町村会で試験をやっていますから、この試験に受かってもらわないことにはちょっと難しいのですけれども、そんなことも含めて予定をしておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） ただいま、町長のほうから初級職、これは非常に、もし足寄高校からその初級職の試験が受かるということになれば、優先的に足寄町に就職していただけるようなシステムというのをお考えになっていただけるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 先ほどもちょっと申し上げたとおり、現行、職員を採用するシステムとして、我が町も十勝町村会が主催する統一試験ということに参加をしておりますので、目下のところ、足寄高校卒業生のうちから1名という限定ということまでは至りませんが、将来的にはそういったことも考えていく必要もあるのかなというふうに思っております。

御理解いただきたいのは、来年はちょっとそうはならないということで、ただ、足寄高校の卒業生が統一試験が受かるということであれば、2次試験というのは面接ということになりますので、何とか一人でも多く受験をしていただいて、合格していただくことを、現状では願うばかりかなというふうに思っています。そんなことで御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） 非常に前向きな御回答をいただきありがとうございます。

今後も、やはり就職支援活動というか、そういう講座等々を足寄町の各団体、商工会ですとか、農協ですとか、連携をとっていただいて、やはり足寄町として就職のバックアップをしていく方策を具体的にやっていくということをお願いしております。

あと、これも新聞からだったのですけれども、ことしも大学生の就職率が非常に悪いというふうになっております。これは多分、足寄町にいらっしゃったというか、大学に行っただ方、それで就職につけなかった方という方も何人かいらっしゃるといふふうにお伺いしているところではございますが、こういう足寄町外といえますか、そういう学生さんの就職できなかった就職浪人された方と、そういう方に対して足寄町として、いろんな人材バンクという形で登録をしていただくとか、そういう形で就職の支援といいますか、行政のほうとして、そういう大学というところを出たスキルを持った方々をどちらかにあわせるというのか、足寄町で受ける間口があるかもしれないと思っておりますので、そういうことに関して何か手だてを打つ方法はないかなというふうに考えておるのですが、もし町長のお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 今、議員のほうから、大卒で就職できなかった方、具体的に人材バンク的なものという御提言をいただきました。実は全く今までそういったことを検討した経過がございませんので、ちょっと今すぐどうなのかなというのは、ちょっと即答はできませんけれども、可能性については、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

ただ、率直に言って、現下のこういう厳しい状況ですから、それが仮にできたとしても、うまく機能するのかなと考えたときに

は、どこもなかなか厳しい状況にありますから、これが高度成長期でございましたら、いろんな情報も含めてあるのかなという気がしますけれども、いずれにしても、そこら辺も含めて、少し時間をいただいて検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） やはり足寄町は、行政の中で非常に情報を数多く持っている機関であると、そのように考えておりますので、そういう情報を数多くの足寄町関係者に出して渡していくということも必要なのではないかと、そのように考えます。

それで、最後に、足寄高校の存続に対して、もう一度町長の御答弁といいますが、思いがありましたら、ぜひともこの場でお伝えりたいと思います。それで、私の質問を終わりにさせていただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

繰り返しの答弁になりますけれども、本当にことし、もっと言えば来年の受験結果のいかんによっては、近い将来、足寄町から高校がなくなるということにつながるのだという認識でありますから、これはそうは言っても、ただ私一人の力ではどうにもならないことでございますから、そういう意味では、本当に足寄高校がなくなるということはどういうことなのかというと、これは先生方もいなくなるということですから、経済的な影響も含めて、町づくりにとっては大きな損失につながるというふうに、そう思っておりますから、これはいろんな方々の御意見等々もお聞きをしながら、繰り返しになりますけれども、できる限りのことはやっていきたいというふうに考えておりますので、議員各位に対しても、いろんな御指導やらお力添えをお願いをし、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これで、1番高橋秀樹君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、9月15日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまです。

午後3時05分 散会